

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和1年8月27日
【計算期間】	第5期(自平成30年11月28日 至 令和1年5月27日)
【ファンド名】	米国短期社債戦略ファンド2017-03(為替ヘッジあり)
【発行者名】	三井住友D Sアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松下 隆史
【本店の所在の場所】	東京都港区愛宕二丁目5番1号
【事務連絡者氏名】	植松 克彦
【連絡場所】	東京都港区愛宕二丁目5番1号
【電話番号】	03-5405-0784
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主として米ドル建ての社債等へ実質的に投資することで、安定した利息収益を確保するとともに、トータルリターンの獲得を目指して運用を行います。

ファンドの基本的性格

当ファンドにおける一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は以下の通りです。

<商品分類表>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類表の各項目の定義について

追加型投信... 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外... 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債券... 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

<属性区分表>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般	年1回	グローバル		
大型株	年2回	日本		
中小型株				
債券	年4回	北米	ファミリーファン ド	あり (フルヘッジ)
一般	年6回	欧州		
公債	(隔月)	アジア		
社債				
その他債券	年12回	オセアニア		
クレジット属性 ()	(毎月)			
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オ ブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (債券 社債))	その他 ()	アフリカ		
資産複合 ()		中近東 (中東)		
資産配分固定型		エマージング		
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分表の各項目の定義について

その他資産(投資信託証券(債券 社債))

...目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券を通じて実質的に債券(社債)に主として投資する旨の記載があるものをいいます。債券(社債)とは、目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

年2回...目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。

北米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ...一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

為替ヘッジあり...目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

ファンドの特色

イ．投資信託証券への投資を通じて、米ドル建ての社債等に実質的に投資し、安定した利息収益を確保するとともにトータルリターンの獲得を目指します。

当ファンドは下記の「指定投資信託証券」および「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

< 指定投資信託証券 >

ルクセンブルグ籍外国投資証券

ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. ゴールドマン・サックス・ショート・デュレーション・オポチュニスティック・コーポレート・ボンド・ポートフォリオ クラスIX0シェアーズ(Cap MDist)

指定投資信託証券は、今後変更または追加される場合があります。

指定投資信託証券は、米ドル建ての社債等を主要投資対象とし、運用はゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（所在地：米国ニューヨーク）が行います。

- ・機動的な銘柄入替えを行い、相対的に高い利息収益の継続的な確保を目指します。
- ・短期デュレーション運用により、金利変動による価格変動リスクを極力排除します。

ポートフォリオ（短期金融商品等を含みます。）の目標平均デュレーションは、通常の状態では原則として3.5年以内とすることを基本とします。

個別証券では、残存期間が3.5年を超える債券に投資する場合があります。

運用にあたっては、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社から投資助言を受けます。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの概要

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントはゴールドマン・サックスの資産運用部門として1988年に設立されました。

ゴールドマン・サックスは、1869年の創業以来、約150年の長い歴史を持つ世界有数の金融グループです。当社はニューヨークを本拠とし、事業法人、金融機関、政府機関および富裕層などの多岐にわたる顧客層に対して投資銀行業務、証券業および資産運用業において幅広いサービスをグローバルに提供しています。

指定投資信託証券への投資比率は、原則として高位を保ちます。

キャッシュ・マネジメント・マザーファンドは国内籍の親投資信託で、円建ての公社債および短期金融商品等を主要投資対象とし、安定した収益の確保を図ることを目的として、三井住友DSアセットマネジメント株式会社が運用を行います。

ロ．組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行います。

ハ．毎年5月、11月の27日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益の分配を目指します。

分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。

収益分配金は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には分配を行わないことがあります。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ニ．信託期間は、2017年3月21日から2021年9月21日とします。

当ファンドの取得申込の受付は、終了しております。

2021年8月23日の既払分配金を含む基準価額（1万口当たり、税引前。以下同じ。）が10,500円未満となった場合、信託期間を4年延長し、信託期間終了日を2025年9月22日とします。

毎営業日において、既払分配金を含む基準価額が目標水準を超えた場合、上記にかかわらず、実質的にわが国の短期金融商品等の安定資産による運用に順次切り替えを行い、ファンド全体が安定運用に入った後、繰上償還します。ただし、既払分配金を含む基準価額が目標水準を超えてから満期償還日までの期間が短い場合、繰上償還を行いません。

目標水準は、2021年8月23日以前は11,000円とします。信託期間を延長した場合の2021年9月22日以降は10,500円とします。

2021年8月24日から2021年9月21日の期間においては、繰上償還の判定を行いません。

投資対象の外国投資証券の換金制限などにより当該外国投資証券の売却が速やかに行えない場合や、その他やむを得ない事情により既払分配金を含む基準価額が目標水準を超えてから繰上償還が行われるまで日数がかかることがあります。

既払分配金を含む基準価額が目標水準を超えてから償還までの市況動向等により、既払分配金を含む基準価額もしくは既払分配金を含む償還価額(1万口当たり、税引前。以下同じ。)が目標水準以下となることがあります。

目標水準は、安定運用に移行する水準であり、当ファンドの既払分配金を含む基準価額もしくは既払分配金を含む償還価額が目標水準を超えることを示唆または保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

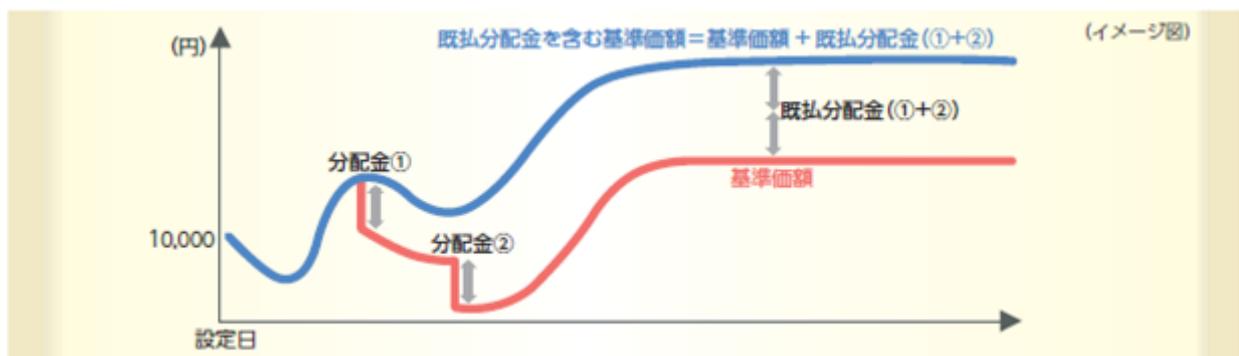
当ファンドの信託期間(償還方法)について

当ファンドの信託期間は、2017年3月21日～2021年9月21日の約4年半です。

ただし、既払分配金を含む基準価額の水準により、繰上償還または償還延長する場合があります。

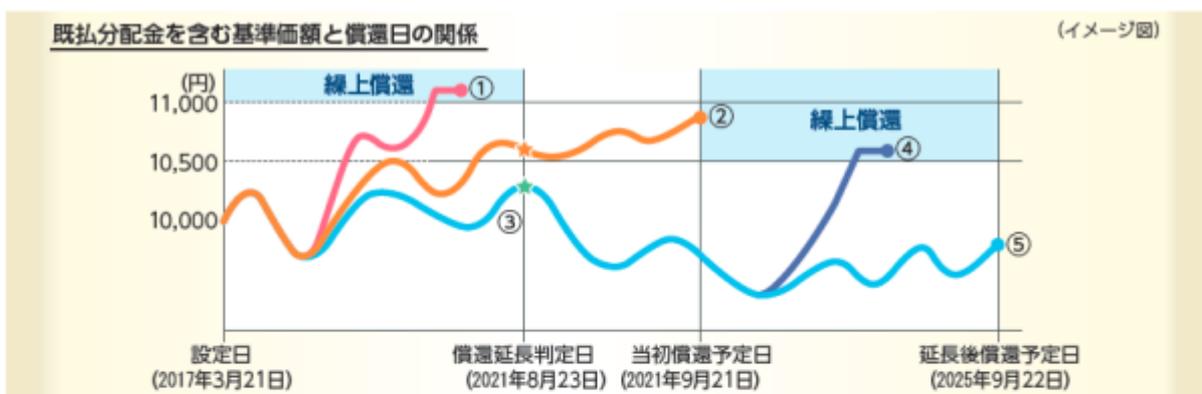
<既払分配金を含む基準価額とは>

既払分配金を含む基準価額とは、ある日の基準価額にそれまでに支払われた分配金を加算した価額のことです(分配金は1万口当たり、税引前)。



<信託期間(償還日)について>

当ファンドの信託期間(償還日)は、運用状況(既払分配金を含む基準価額の水準)によって決まります。



①償還延長判定日までに、既払分配金を含む基準価額が目標水準である11,000円を超えた場合、速やかに安定運用に移行し、繰上償還します。

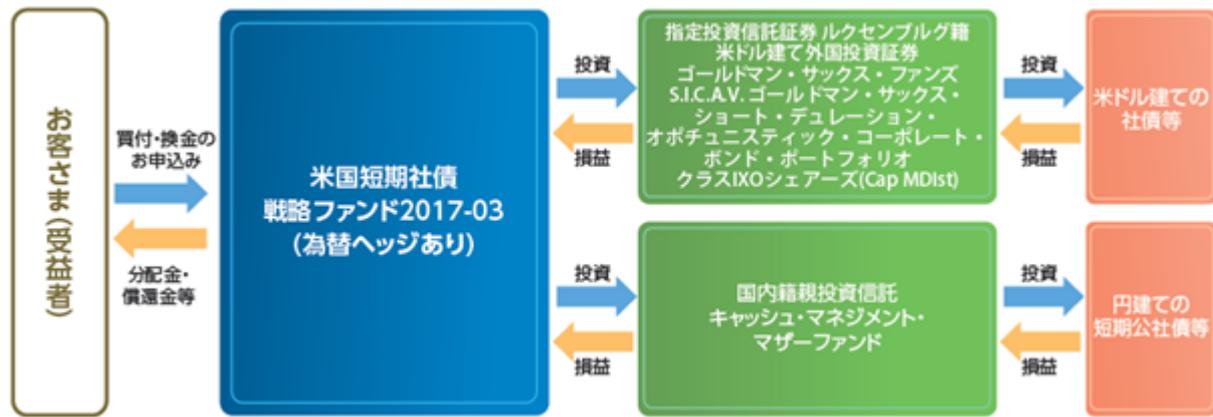
②償還延長判定日の既払分配金を含む基準価額が10,500円以上11,000円以下の場合、2021年9月21日に償還します。

③償還延長判定日の既払分配金を含む基準価額が10,500円未満の場合、2025年9月22日まで4年間の償還延長をします。

④2021年9月22日以降の既払分配金を含む基準価額が目標水準である10,500円を超えた場合、速やかに安定運用に移行し、繰上償還します。

⑤2021年9月22日以降の既払分配金を含む基準価額が目標水準である10,500円を超えなかった場合、2025年9月22日に償還します。

ファンドの仕組み



指定投資信託証券は、今後変更または追加される場合があります。

信託金の限度額

信託金の限度額は、500億円とします。委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

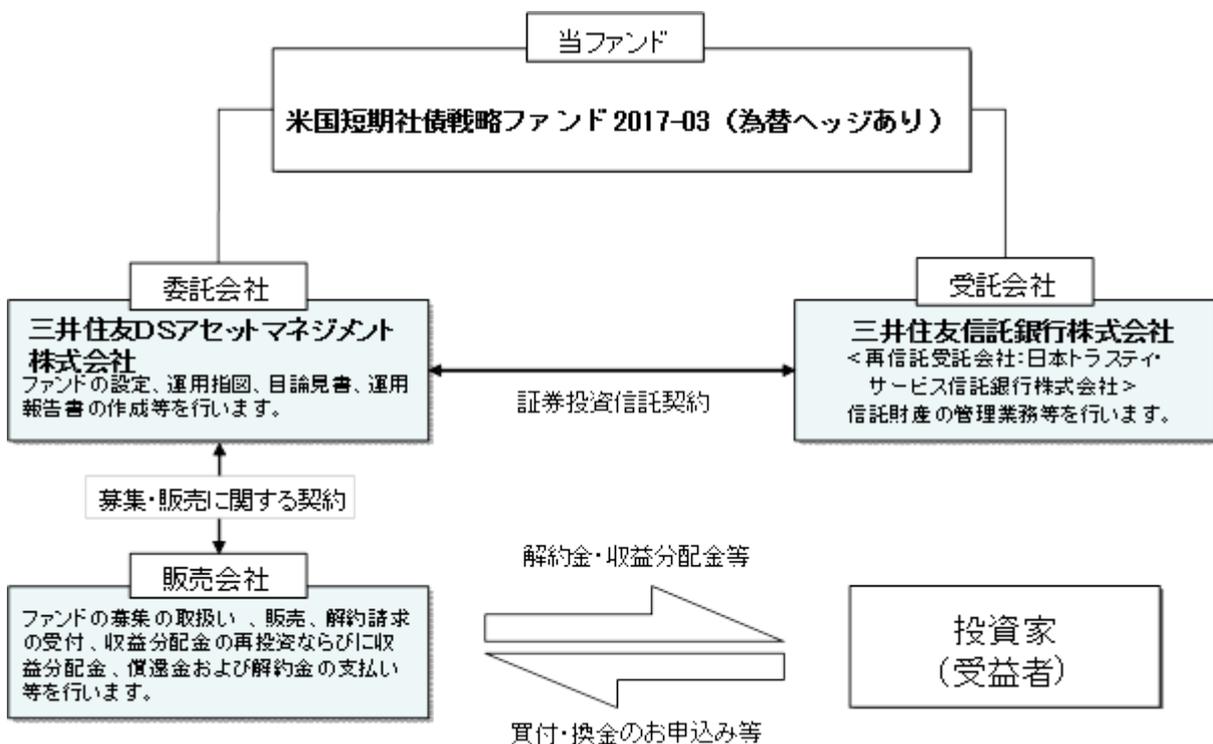
(2)【ファンドの沿革】

2017年3月21日 信託契約締結

2017年3月21日 当ファンドの設定・運用開始

2019年4月1日 ファンドの委託会社としての業務を大和住銀投信投資顧問株式会社から三井住友DSアセットマネジメント株式会社へ承継

(3)【ファンドの仕組み】



委託会社等が関係人と締結している契約等の概要

関係法人	契約等の概要
------	--------

受託会社	ファンドの運用方針、投資制限、信託報酬の総額、ファンドの基準価額の算出方法、ファンドの設定・解約等のファンドの運営上必要な事項が規定されている信託契約を締結しています。
販売会社	販売会社に委託するファンドの募集・販売に係る業務の内容、解約に係る事務の内容、およびこれらに関する手続き等について規定した契約を締結しています。

委託会社等の概況

- ・ 資本金の額 20億円 (2019年6月末現在)
- ・ 会社の沿革
 - 1985年7月15日 三生投資顧問株式会社設立
 - 1987年2月20日 証券投資顧問業の登録
 - 1987年6月10日 投資一任契約にかかる業務の認可
 - 1999年1月1日 三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合
 - 1999年2月5日 三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更
 - 2000年1月27日 証券投資信託委託業の認可取得
 - 2002年12月1日 住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更
 - 2013年4月1日 トヨタアセットマネジメント株式会社と合併
 - 2019年4月1日 大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友D Sアセットマネジメント株式会社に商号変更

・ 大株主の状況 (2019年6月末現在)

名称	住所	所有株式数 (株)	比率 (%)
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	16,977,897	50.1
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	7,946,406	23.5
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	5,080,509	15.0
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目4番35号	3,528,000	10.4
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	337,248	1.0

2【投資方針】

(1)【投資方針】

主に別に定める投資信託証券（以下、「指定投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします（指定投資信託証券は変更または追加される場合があります。）。なお、親投資信託であるキャッシュ・マネジメント・マザーファンドへも投資を行います。

「別に定める投資信託証券」（指定投資信託証券）とは、次の投資信託および投資法人（外国のものも含む）の受益証券または投資証券（振替受益権または振替投資口を含む）をいいます。

ルクセンブルグ籍外国投資証券

Goldman Sachs Funds S.I.C.A.V. Goldman Sachs Short Duration Opportunistic Corporate Bond Portfolio Class IX0 Shares (Cap MDist)

運用に当たっては、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社からの投資助言を受けて行います。

組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行います。

2021年8月23日において、既払分配金を含む基準価額（1万口当たり、税引前。以下本項および下記において同じ。）が10,500円を下回った場合、信託期間を延長し、新たな信託期間終了日を2025年9月22日とします。

毎営業日において、既払分配金を含む基準価額が目標水準を超えた場合、上記にかかわらず、実質的にわが国の短期金融商品等の安定資産による運用に順次切り替えを行い、ファンド全体が安定運用に入った後、繰上償還します。ただし、既払分配金を含む基準価額が目標水準を超えてから満期償還日までの期間が短い場合、繰上償還を行いません。

目標水準は、2021年8月23日以前は11,000円とします。上記の規定により信託期間を延長した場合の2021年9月22日以降は10,500円とします。

2021年8月24日から2021年9月21日の期間においては、繰上償還の判定を行いません。

投資対象の外国投資証券の換金制限などにより当該外国投資証券の売却が速やかに行えない場合、その他やむを得ない事情により、既払分配金を含む基準価額が目標水準を超えてから繰上償還が行われるまで日数がかかることがあります。

既払分配金を含む基準価額が目標水準を超えてから償還までの市況動向等により、既払分配金を含む基準価額もしくは既払分配金を含む償還価額（1万口当たり、税引前。以下本項において同じ。）が目標水準を下回ることがあります。

上記の既払分配金を含む基準価額の水準は、安定運用に移行する水準であり、当ファンドの既払分配金を含む基準価額もしくは既払分配金を含む償還価額が目標水準を超えることを示唆または保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

運用の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として指定投資信託証券および三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）に投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
5. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

なお、3の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。また、4および5の証券を以下「投資信託証券」といいます。

その他の金融商品の運用の指図

委託会社は、信託金を、前記の有価証券の他、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

当ファンドが投資対象とする指定投資信託証券等の概要

当ファンドが投資対象とする指定投資信託証券およびマザーファンド（以下「指定投資信託証券等」）の概要は以下の通りです。

指定投資信託証券等の概要は、2019年6月末現在で委託会社が知り得る情報を基に作成しています。

< 指定投資信託証券の概要 >

ファンド名	ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. ゴールドマン・サックス・ショート・デュレーション・オポチュニスティック・コーポレート・ボンド・ポートフォリオ クラスIX0シェアーズ (Cap MDist) Goldman Sachs Funds S.I.C.A.V. Goldman Sachs Short Duration Opportunistic Corporate Bond Portfolio Class IX0 Shares (Cap MDist)
ファンドの形態	ルクセンブルグ籍 / 外国投資証券 / 米ドル建て
運用目的	主に米ドル建ての世界の企業の発行する社債等に投資することで、安定したインカム収入を確保するとともに値上がり益を追求することを目指します。
主要投資対象	主に米ドル建ての社債等を主要投資対象とします。
投資目的	1. 主に世界の企業が発行する社債（ハイ・イールド社債、投資適格社債、一部転換社債や優先証券などを含みます。）を幅広く投資対象とします。原則として北米の発行体が発行する米ドル建ての銘柄を中心に投資することを基本とします。 2. ポートフォリオの目標平均デュレーションは、通常の状態では原則として3.5年以内とすることを基本とします。 3. 資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。
主な投資制限	1. 単一の発行体の証券への投資割合は、ルクセンブルグの規制に従い、原則として信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。 2. 信託財産の純資産総額の10%を超える借入は行わないものとします。
収益の分配	原則毎月行います。
申込手数料	ありません。
管理報酬 その他費用	運用報酬：ありません。 ただし、信託財産にかかる租税、信託事務の処理に要する諸費用、組入有価証券の売買時にかかる費用、有価証券の保管にかかる費用、信託財産にかかる監査費用、ファンド設立費用、名義書換事務代行費用等がファンドの財産から支弁されます。投資運用会社への報酬はかかりません（投資運用会社への報酬は、当ファンドに投資する国内投資信託の委託者報酬から支弁されます。）。

関係法人	投資顧問会社：ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル(GSAMロンドン) 副投資顧問会社：ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(GSAMニューヨーク)
------	---

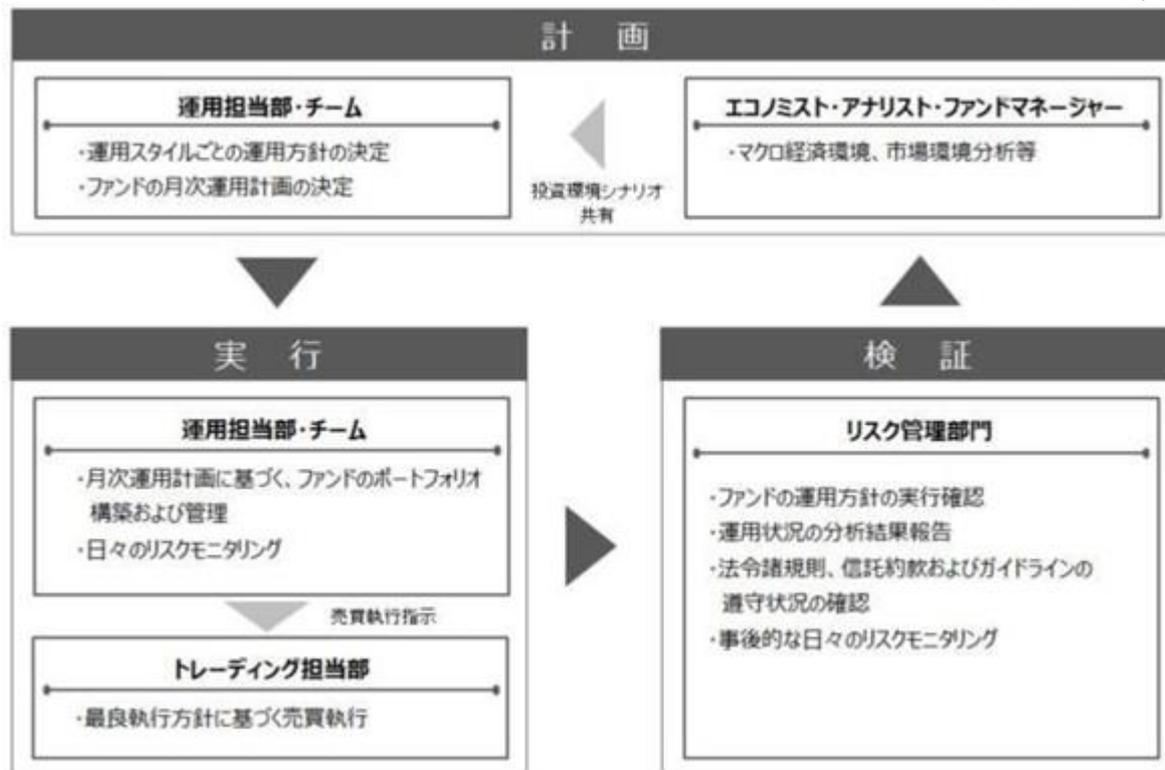
上記の内容は、今後変更になる場合があります。

<マザーファンドの概要>

ファンド名	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド
投資信託委託会社	三井住友D Sアセットマネジメント株式会社
受託会社 (再信託受託会社)	三井住友信託銀行株式会社 (日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)
基本的性格	親投資信託
運用基本方針	安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。
ベンチマーク	-
主要投資対象	本邦通貨建て公社債および短期金融商品等を主要投資対象とします。
投資態度	本邦通貨建て公社債および短期金融商品等に投資を行い、利息等収入の確保を図ります。 資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	株式への投資は行いません。 外貨建資産への投資は行いません。 デリバティブ取引（有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引をいいます。）の利用はヘッジ目的に限定しません。
設定日	2007年2月20日
信託期間	無期限
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他費用等	ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支弁します（その他費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を記載することができません。）。
決算日	毎年7月25日（休業日の場合翌営業日）
ベンチマークについて	-
その他	-

(3)【運用体制】

ファンドの運用体制



* リスク管理部門の人員数は、約50名です。

* 他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）の組入れは、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上、選定しています。また、定性・定量面における評価を継続的に実施するとともに、投資対象としての適格性を定期的に判断します。

* ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

（4）【分配方針】

毎決算時（毎年5月、11月の27日。ただし、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

イ．分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。

ロ．収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には分配を行わないことがあります。

ハ．留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

イ．配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

ロ．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

ハ．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金の支払いは、次の方法により行います。

イ．収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。

収益分配金の支払いは、原則として決算日から起算して5営業日までに開始します。

ロ．前項の規定にかかわらず、販売会社との間で締結した累積投資約款に基づく契約により収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社へ交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、信託約款の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、信託約款に定める各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。

ハ．上記イ．に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

(5)【投資制限】

当ファンドは、委託会社による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

信託約款に定める投資制限

イ．主な投資制限

(イ)投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。

(ロ)投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

(ハ)外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

ロ．公社債の借入れの指図

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

(ロ)前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ)信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(ニ)(イ)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁するものとします。

ハ．特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

ニ．外国為替予約の指図および範囲

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

ホ．信用リスク集中回避のための投資制限

(イ)同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、委託会社は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、信託財産に属する当該同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(ロ)一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

へ. 資金の借入れ

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。
- (ハ)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (ニ)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

ト. 受託会社による資金の立替え

- (イ)信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申し出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- (ロ)信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- (ハ)上記(イ)および(ロ)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

法令による投資制限

デリバティブ取引等に係る投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令)

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

<当ファンドの有するリスク>

当ファンドは、投資信託証券を通じて実質的に債券など値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産は、為替の変動による影響も受けます。したがって、投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの投資目的は確実に達成されるものではなく、元本および元本からの収益を確保する保証はありません。

投資家の皆様におかれましては、当ファンドの内容とリスクを十分ご理解のうえお申込みくださいますよう、よろしくお願いいたします。

< 基準価額の変動要因 >

基準価額を変動させる要因として主に以下のリスクがあります。ただし、以下の説明はすべてのリスクを表したものではありません。

(1) 流動性リスク

実質的な投資対象となる有価証券等の需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等は、当該有価証券等の流動性に大きく影響します。当該有価証券等の流動性が低下した場合、売買が実行できなくなったり、不利な条件での売買を強いられることとなったり、デリバティブ等の決済の場合に反対売買が困難になったりする可能性があります。その結果、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(2) 金利変動に伴うリスク

投資対象の債券等は、経済情勢の変化等を受けた金利水準の変動に伴い価格が変動します。通常、金利が低下すると債券価格は上昇し、金利が上昇すると債券価格は下落します。債券価格が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。また、債券の種類や特定の銘柄に関わる格付け等の違い、利払い等の仕組みの違いなどにより、価格の変動度合いが大きくなる場合と小さくなる場合があります。

デュレーションについて

デュレーションとは、「投資元本の平均的な回収期間」を表す指標で、単位は「年」で表示されます。また、「金利の変動に対する債券価格の変動性」の指標としても利用され、一般的にこの値が長い(大きい)ほど、金利の変動に対する債券価格の変動が大きくなります。

(3) 為替リスク

当ファンドは、主要投資対象とする米ドル建て外国投資信託証券について、対円での為替ヘッジを行い、為替リスクを低減することに努めます。ただし、対円で完全に為替ヘッジすることはできないため、為替変動の影響を受ける場合があります。また、当該外国投資信託証券において米ドル建て以外の資産に投資した場合、米ドルと米ドル以外の通貨との為替変動による影響を受けます。

また、円金利が米ドル金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。ただし、需給要因等によっては金利差相当分以上のヘッジコストとなる場合があります。

(4) 信用リスク

投資対象となる債券等の発行体において、万一、元利金の債務不履行や支払い遅延(デフォルト)が起きますと、債券価格は大幅に下落します。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。また、格付機関により格下げされた場合は、債券価格が下落し、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

また、投資対象となる債券等の発行企業の財務状況等が悪化し、当該企業が経営不安や倒産等に陥ったときには、当該企業の債券価格は大きく下落し、投資資金が回収できなくなることもあります。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(5) ハイ・イールド債券投資のリスク

ハイ・イールド債券は、一般的に高格付けの債券と比べて高い利回りを享受できる一方で、発行体からの元金支払いの遅延または不履行(デフォルト)となるリスクが高いとされます。デフォルトが起きた場合、ハイ・イールド債券の価格は大きく下落し、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(6) バンクローン投資のリスク

バンクローンの価格は、信用度の変動等の影響を受け変動します。特に、債務者が債務不履行を発生させた場合や、債務不履行の可能性が予測された場合、バンクローンの価格は下落します。

バンクローンは公社債に比べて一般的に流動性が低いと考えられます。そのため、市場の混乱時や大量の追加設定・解約等に伴う資金移動が発生した場合等には機動的な売買ができない可能性があり、売却時においても本来想定される投資価値と乖離した価格で取引される場合があります。

(7) 転換社債投資のリスク

転換社債の価格は、転換対象となる株式等の価格変動、金利変動、発行企業の信用力の変動等の影響を受け変動します。

一般的に、転換社債の価格は、転換価格を基準として転換対象となる株式の価格が高いほど、株式の価格変動の影響を受けやすくなります。

(8) カントリーリスク

投資対象となる国と地域によっては、政治・経済情勢が不安定になったり、証券取引・外国為替取引等に関する規制が変更されたりする場合があります。さらに、外国政府が資産の没収、国有化、差押えなどを行う可能性もあります。これらの場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(9) その他のリスク

当ファンドが投資対象とする外国投資信託証券で、当ファンドや当該外国投資信託証券を投資対象とする他のファンドで追加設定・解約等に伴う資金移動が発生し、当該外国投資信託証券において売買が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

< その他の留意点 >

(1) 収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

(2) 繰上償還について

毎営業日において、既払分配金を含む基準価額(1万口当たり、税引前。以下本項において同じ。)が目標水準を超えた場合、実質的にわが国の短期金融商品等の安定資産による運用に順次切り替えを行い、ファンド全体が安定運用に入った後、繰上償還します。ただし、既払分配金を含む基準価額が目標水準を超えてから満期償還日までの期間が短い場合、繰上償還を行いません。

目標水準は、2021年8月23日以前は11,000円とします。信託期間を延長した場合の2021年9月22日以降は10,500円とします。

2021年8月24日から2021年9月21日の期間においては、繰上償還の判定を行いません。

投資対象の外国投資証券の換金制限などにより当該外国投資証券の売却が速やかに行えない場合、その他やむを得ない事情により、既払分配金を含む基準価額が目標水準を超えてから繰上償還が行われるまで日数がかかることがあります。

既払分配金を含む基準価額が目標水準を超えてから償還までの市況動向等により、既払分配金を含む基準価額もしくは既払分配金を含む償還価額(1万口当たり、税引前。以下本項において同じ。)が目標水準以下となることがあります。

目標水準は、安定運用に移行する水準であり、当ファンドの既払分配金を含む基準価額もしくは既払分配金を含む償還価額が目標水準を超えることを示唆または保証するものではありません。

なお、当ファンドが主要投資対象とする指定投資信託証券が存続しないこととなる場合には、繰上償還されます。

また、信託財産の受益権の残存口数が30億口を下回ることとなった場合等には、繰上償還されることがあります。

(3)取得申込・換金請求の受付に関する留意点

取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、当ファンドが主要投資対象とする指定投資信託証券の取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込・換金請求の受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込・換金請求の受付を取消すことがあります。また、信託財産の資金管理等を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じです。

(4)クーリング・オフについて

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

(5)法令・税制・会計等の変更可能性について

法令・税制・会計等は、変更される可能性があります。

<リスクの管理体制>

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、リスク管理部において信託約款等に定める各種投資制限・リスク指標のモニタリング等、コンプライアンス部において法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行っています。当該モニタリングおよび確認結果等は、運用評価会議、リスク管理会議およびコンプライアンス会議に報告されます。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

当ファンドの取得申込の受付は、終了しております。取得申込受付期間中の申込手数料は以下のとおりでした。

申込手数料は、申込価額(発行価格)に申込手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料率は、3.24%(税抜3.0%)を上限とし、販売会社毎に定めた率とします。

ファンドの申込手数料については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。

申込手数料には、消費税等相当額がかかります。

分配金自動再投資型において収益分配金を再投資する場合は、手数料はかかりません。

申込手数料は、販売会社による商品・投資環境の説明および情報提供、ならびに販売の事務等の対価です。

(2)【換金(解約)手数料】

ありません。

(3) 【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.863%^{*}（税抜1.725%）を乗じて得た金額とします。委託会社は販売会社に対して、販売会社の行う業務に対する代行手数料を支払います。委託会社、販売会社および受託会社の間の配分は以下の表のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社
年率1.05%（税抜）	年率0.65%（税抜）	年率0.025%（税抜）

当ファンドが投資対象とする指定投資信託証券およびキャッシュ・マネジメント・マザーファンドでは信託報酬は収受されませんので、当ファンドにおける実質的な信託報酬は上記と同じです。

上記の委託会社、販売会社および受託会社の間の信託報酬の配分はそれぞれ「ファンドの運用等の対価」、「購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価」および「運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価」です。

* 消費税率が10%になった場合は、年率1.8975%となります。

信託報酬は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬にかかる消費税等相当額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します（税額は、税法改正時には変更となります。）。

信託報酬の販売会社への配分は、委託会社が一旦信託財産から収受した後、各販売会社毎の取扱残高に応じて支払います。委託会社は、信託報酬を収受したときは、販売会社に対して代行手数料を遅滞なく支払うものとします。なお、販売会社への配分には、消費税等相当額がかかります。

(4) 【その他の手数料等】

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額、コール取引等に要する費用および外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料等の証券取引に伴う手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

有価証券の売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用などについては、取引または請求のつど、信託財産で負担することになります。これらの費用および当ファンドが投資対象とする指定投資信託証券およびマザーファンドにおける信託財産で間接的にご負担いただく費用は、事前に計算できないため、その総額や計算方法を具体的に記載しておりません。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年率0.01026%^{*}（税抜0.0095%）以内の率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了時に信託財産中から支弁します。また、委託会社は信託財産の規模等を考慮してその率または金額を変更することができます。

* 消費税率が10%になった場合は、年率0.01045%となります。

当ファンドが投資対象とする指定投資信託証券においても、信託財産にかかる租税、信託事務の処理に要する諸費用、組入有価証券の売買時にかかる費用、有価証券の保管にかかる費用、信託財産にかかる監査費用、ファンド設立費用、名義書換事務代行費用等が指定投資信託証券の財産から支弁されます。

信託財産留保額はありませぬ。

(5)【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われませぬ。

受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。なお、税法等が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。

個人の受益者に対する課税

・収益分配金の課税

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、配当所得として20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率で源泉徴収され確定申告不要となります。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（当ファンドは、配当控除の適用がありません。）を選択することができます。

・解約時および償還時の課税

譲渡益（解約価額および償還価額から取得費（申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額等を含みます。）を控除した利益をいいます。）については、譲渡所得として20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率が適用され、申告分離課税となります。なお、源泉徴収選択口座を選択した場合には、原則として確定申告不要となります。

所得税については、2013年1月1日から2037年12月31日までの間、基準所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されませぬ。

< 損益通算について >

解約時および償還時の譲渡損失（または譲渡益）については、上場株式等の譲渡益（または譲渡損失）との相殺が可能です。当該相殺後の譲渡損失については、確定申告により、上場株式等の配当所得等（配当所得については申告分離課税を選択したものに限りませぬ。）との損益通算が可能です。

また、源泉徴収選択口座内においても、解約時および償還時の譲渡損失（または譲渡益）については、上場株式等の譲渡益（または譲渡損失）と相殺され、当該相殺後の譲渡損失については、上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。

上場株式等には、取引所に上場されている株式等、公募株式等証券投資信託、公募公社債投資信託および特定公社債が含まれませぬ。

< 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」について >

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。他の口座で生じた配当所得等や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

20歳未満の方を対象とした「ジュニアNISA」もあります。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額に対しては、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されませぬ。

所得税については、2013年1月1日から2037年12月31日までの間、基準所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されませぬ。

< 益金不算入制度について >

当ファンドは、益金不算入制度の適用はありませぬ。

(参考)

< 個別元本について >

- ・追加型証券投資信託を保有する受益者毎の取得元本（申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が個別元本にあたります。
- ・受益者が同一ファンドを複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ・同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、「分配金受取型」と「分配金自動再投資型」の両コースで取得する場合にはコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の「収益分配金の課税について」を参照）。

< 収益分配金の課税について >

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区別があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が個別元本を下回っている場合は、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

* 上記の内容は2019年6月末現在のものですので、税法等が変更・改正された場合には、変更になることがあります。

* 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

米国短期社債戦略ファンド2017-03（為替ヘッジあり）

(1)【投資状況】

（2019年6月末現在）

投資資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率
親投資信託受益証券 （キャッシュ・マネジメント・マザーファンド）	日本	1,781,008	0.13%
投資証券	ルクセンブルグ	1,327,138,285	97.23%
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		35,966,658	2.64%
純資産総額		1,364,885,951	100.00%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

（2019年6月末現在）

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	Goldman Sachs Funds S.I.C.A.V. Goldman Sachs Short Duration Opportunistic Corporate Bond Portfolio Class IX0 Shares (Cap MDist) ルクセンブルグ	投資証券	160,253	8,243	8,281	-	97.23%
				1,321,089,671	1,327,138,285	-	
2	キャッシュ・マネジメント・マ ザーファンド	親投資信託受益 証券	1,751,754	1.0167	1.0167	-	0.13%

日本	-	1,781,183	1,781,008	-
----	---	-----------	-----------	---

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
投資証券	97.23%
親投資信託受益証券	0.13%
合計	97.36%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

(2019年6月末現在)

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

(2019年6月末現在)

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額(百万円)		1口当りの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
設定時 (2017年3月21日)	1,783	-	1.0000	-
第1計算期間末 (2017年5月29日)	2,055	2,056	1.0081	1.0086
第2計算期間末 (2017年11月27日)	1,899	1,907	1.0111	1.0151
第3計算期間末 (2018年5月28日)	1,714	1,715	0.9962	0.9967
2018年6月末日	1,628	-	0.9986	-
2018年7月末日	1,594	-	1.0019	-
2018年8月末日	1,585	-	1.0029	-
2018年9月末日	1,538	-	1.0047	-
2018年10月末日	1,484	-	0.9838	-
第4計算期間末 (2018年11月27日)	1,457	1,458	0.9680	0.9685
2018年11月末日	1,459	-	0.9695	-
2018年12月末日	1,391	-	0.9438	-
2019年1月末日	1,418	-	0.9700	-
2019年2月末日	1,425	-	0.9834	-
2019年3月末日	1,389	-	0.9826	-
2019年4月末日	1,391	-	0.9943	-
第5計算期間末 (2019年5月27日)	1,372	1,372	0.9842	0.9847
2019年5月末日	1,369	-	0.9830	-
2019年6月末日	1,364	-	0.9927	-

(注) 純資産総額は百万円未満切捨てで表記しております。

【分配の推移】

期間	1口当りの分配金(円)
第1期(2017年3月21日～2017年5月29日)	0.0005
第2期(2017年5月30日～2017年11月27日)	0.0040
第3期(2017年11月28日～2018年5月28日)	0.0005
第4期(2018年5月29日～2018年11月27日)	0.0005
第5期(2018年11月28日～2019年5月27日)	0.0005

【収益率の推移】

期間	収益率
第1期(2017年3月21日～2017年5月29日)	0.9%
第2期(2017年5月30日～2017年11月27日)	0.7%
第3期(2017年11月28日～2018年5月28日)	1.4%
第4期(2018年5月29日～2018年11月27日)	2.8%
第5期(2018年11月28日～2019年5月27日)	1.7%

(注) 収益率 = (当計算期末分配付基準価額 - 前計算期末分配落基準価額) ÷ 前計算期末分配落基準価額 × 100

(4) 【設定及び解約の実績】

期間	設定総額(円)	解約総額(円)
第1期(2017年3月21日～2017年5月29日)	2,041,127,145	2,200,000

第2期(2017年5月30日~2017年11月27日)	97,128	159,876,186
第3期(2017年11月28日~2018年5月28日)	699,082	158,296,094
第4期(2018年5月29日~2018年11月27日)	97,949	215,698,406
第5期(2018年11月28日~2019年5月27日)	82,547	111,845,326

(注)本邦外における設定及び解約の実績はありません。

(参考)マザーファンドの運用状況

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

(1)投資状況

(2019年6月末現在)

投資資産の種類	国・地域名	時価合計(円)	投資比率
地方債証券	日本	60,202,380	1.59%
特殊債券	日本	1,406,390,820	37.21%
社債券	日本	801,771,300	21.21%
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		1,511,550,304	39.99%
純資産総額		3,779,914,804	100.00%

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2)投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(2019年6月末現在)

イ.主要銘柄の明細

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	2 政保地方公共団 日本	特殊債券 -	418,000,000	100.96 422,030,456	100.05 418,234,498	1.4000 2019/07/12	11.06%
2	85 政保道路機構 日本	特殊債券 -	320,000,000	101.44 324,627,200	100.13 320,435,840	1.4000 2019/07/31	8.48%
3	100 政保道路機構 日本	特殊債券 -	157,000,000	101.27 159,004,890	101.03 158,617,571	1.4000 2020/02/28	4.20%
4	93 政保道路機構 日本	特殊債券 -	147,000,000	100.91 148,339,170	100.62 147,920,661	1.4000 2019/11/29	3.91%
5	20 政保西日本道 日本	特殊債券 -	110,000,000	101.44 111,589,500	100.12 110,138,930	1.4000 2019/07/29	2.91%
6	10政保地方公共団 日本	特殊債券 -	100,000,000	101.33 101,338,000	101.02 101,022,200	1.3000 2020/03/13	2.67%
7	69 東京急行電鉄 日本	社債券 -	100,000,000	100.91 100,912,000	100.52 100,526,700	1.7000 2019/10/25	2.66%
8	295 北陸電力 日本	社債券 -	100,000,000	100.94 100,942,000	100.32 100,327,500	1.4340 2019/09/25	2.65%
9	22 ホンダファイナンス 日本	社債券 -	100,000,000	100.38 100,382,000	100.22 100,229,000	0.5610 2019/12/20	2.65%
10	44 名古屋鉄道 日本	社債券 -	100,000,000	100.69 100,690,000	100.19 100,194,900	2.0500 2019/08/02	2.65%
11	2 大日本印刷 日本	社債券 -	100,000,000	101.65 101,653,000	100.14 100,145,900	1.7050 2019/07/30	2.65%
12	9 長谷工コ-ポ 日本	社債券 -	100,000,000	100.41 100,419,000	100.12 100,120,100	0.4400 2019/11/05	2.65%
13	164 オリックス 日本	社債券 -	100,000,000	101.05 101,058,000	100.11 100,117,600	1.1460 2019/08/07	2.65%
14	110 三菱地所 日本	社債券 -	100,000,000	100.35 100,353,000	100.10 100,109,600	0.5710 2019/09/13	2.65%
15	10政保地方公共6 日本	特殊債券 -	90,000,000	100.03 90,033,300	100.02 90,026,280	0.3850 2019/07/24	2.38%
16	167 神奈川県公債 日本	地方債証券 -	60,000,000	100.96 60,581,400	100.33 60,202,380	1.5200 2019/09/20	1.59%
17	56 日本政策金融 日本	特殊債券 -	60,000,000	100.00 60,003,600	99.99 59,994,840	0.0010 2019/09/20	1.59%

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ.投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
特殊債券	37.21%
社債券	21.21%
地方債証券	1.59%
合計	60.01%

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

八．投資株式の業種別投資比率
該当事項はありません。

投資不動産物件
（2019年6月末現在）
該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの
（2019年6月末現在）
該当事項はありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 当ファンドの取得申込の受付は、終了しております。取得申込受付期間中の申込（販売）手続きは以下のとおりでした。
- (2) 申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間は1口＝1円）とします。お申込みには申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を要します。当ファンドの申込単位は、1口または1円の整数倍で販売会社毎に定めた単位です。
- (3) 当ファンドの取得申込者は、販売会社において、取引口座を開設のうえ、取得のお申込みを行うものとします。お申込みの方法には、収益の分配がなされた場合に分配金を受取ることができる「分配金受取型」と、税引後の分配金を自動的に無手数料で再投資する「分配金自動再投資型」があり、「分配金自動再投資型」を取得申込者が選択した場合には、取得申込者は販売会社との間で累積投資約款に従って分配金再投資に関する契約を締結します。ただし、販売会社によってはどちらか一方のコースのみの取扱いの場合があります。
- * 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

(注) 当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、販売会社に対して毎営業日に解約のお申込みをすることができます。ただし、ニューヨーク、ロンドンまたはルクセンブルグの銀行または証券取引所の休業日と同日の場合ならびに12月24日は、解約請求を受け付けないものとします。解約の受付は原則として午後3時までとします。これらの受付時間を過ぎてからの解約請求は、翌営業日以降でニューヨーク、ロンドンまたはルクセンブルグの銀行または証券取引所の休業日ならびに12月24日と同日でない最も近い営業日の取扱いとします。

取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じです。

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、当ファンドが主要投資対象とする指定投資信託証券の取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受付けた解約請求の受付を取消することがあります。解約請求の受付が中止された場合、受益者は解約の受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、解約の受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受付けたものとして取扱うこととします。また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

<解約請求による換金手続き>

解約価額：当該請求受付日の翌営業日の基準価額です。

(解約価額については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。)

解約単位：販売会社毎に定めた単位とします。

(解約単位については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。)

解約代金の支払い：原則として解約請求を受付けた日から起算して6営業日目から販売会社の申込場所まで支払われます。

解約にかかる手数料：ありません。

(注) 当ファンドの換金請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。換金請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとし、

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。外国為替予約の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとし、

<主要投資対象の評価方法>

有価証券等	評価方法
投資信託証券 (外国籍)	原則として、基準価額計算日に知り得る直近の純資産額(上場されている場合は、その主たる取引所における最終相場)で評価します。

基準価額は、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されます。原則として委託会社の各営業日に計算され、翌日の日本経済新聞に掲載されます。また、お申込みの各販売会社または下記の照会先まで問い合わせることにより知ることができます。

照会先の名称	電話番号	ホームページ
三井住友D Sアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

お問い合わせは、午前9時～午後5時(土、日、祝・休日を除く)までとさせていただきます。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

当ファンドの信託の期間は、信託契約締結日(2017年3月21日)から2021年9月21日まで(約4年半)とします。

なお、委託会社は、2021年8月23日において、当ファンドの1万口当たり基準価額と設定来の1万口当たり収益分配金累計額との合計額が10,500円未満となる場合、受託会社と合意のうえ、信託期間を4年間延長します。

また、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときには、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

ただし、後記「(5)その他 信託契約の解約」の規定により、信託契約を解約し、この信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎年5月28日から11月27日、11月28日から翌年5月27日までとします。前記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日(以下、「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとしてとします。ただし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

(注)計算期間終了日を「決算日」ということがあります。

(5)【その他】

信託契約の解約

イ.委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、信託財産の受益権の残存口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

ロ.委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ハ.委託会社は、当ファンドの1万口当たり基準価額と設定来の1万口当たり収益分配金累計額との合計額が信託約款に定める目標水準を超えた場合、安定運用に切り替え、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ニ.委託会社は、この信託が主要投資対象とする指定投資信託証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ホ.委託会社は、前イ.および前ロ.の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

ヘ.前ホ.の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

ト.前ホ.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

チ.前ホ.から前ト.までの規定は、前ハ.もしくは前ニ.の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合、または委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前ホ.から前ト.までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。また、委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、信託約款の変更等の規定にしたがいます。

委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、信託約款の変更等に規定する書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の変更等の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更等

- イ．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本項に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- ロ．委託会社は、前イ．の事項（前イ．の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前イ．の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ハ．前ロ．の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ニ．前ロ．の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ホ．書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ヘ．前ロ．から前ホ．までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ト．前イ．から前ヘ．の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.smd-am.co.jp>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

運用にかかる報告等開示方法

- イ．委託会社は、決算日から3ヵ月以内に有価証券報告書を提出します。
- ロ．委託会社は、決算時および償還時に運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書）および交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第4項に定める書面）を作成します。
- ハ．委託会社は、交付運用報告書を販売会社を通じて受益者へ交付します。また、委託会社は、運用報告書（全体版）を委託会社のホームページに掲載します。
- ニ．前ハ．にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

委託会社と関係法人との契約の変更

< 募集・販売契約 >

委託会社と販売会社との間の募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年毎に自動的に更新されます。募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。受益者の有する主な権利は次のとおりです。また、ファンド資産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、収益分配金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、保有口数に応じて、販売会社を通じて決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

収益分配金の支払いは、原則として決算日から起算して5営業日までに開始します。

上記にかかわらず、販売会社との間で締結した累積投資約款に基づく契約により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を販売会社に交付します。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、信託約款の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益者に支払います。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとしします。

償還金の支払いは、原則として償還日から起算して5営業日までに開始します。

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 受益権の換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、解約の実行を販売会社を通じて委託会社に請求する権利を有しています。権利行使の方法等については、前述の「換金(解約)手続等」をご参照ください。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載されている金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期計算期間(平成30年11月28日から令和1年5月27日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

米国短期社債戦略ファンド2017-03(為替ヘッジあり)

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第4期 平成30年11月27日現在	第5期 令和1年5月27日現在
資産の部		
流動資産		
預金	4,311,677	4,159,339
コール・ローン	46,381,723	46,638,098
投資証券	1,430,875,462	1,308,536,724
親投資信託受益証券	1,781,708	1,781,183
派生商品評価勘定	323,057	775,796
未収入金	7,212,120	25,168,589
流動資産合計	1,490,885,747	1,387,059,729
資産合計	1,490,885,747	1,387,059,729
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	10,239,064	160,649
未払金	7,323,643	-
未払収益分配金	752,975	697,093
未払解約金	-	956,800
未払受託者報酬	213,415	189,061
未払委託者報酬	14,511,899	12,856,078
その他未払費用	81,413	71,758
流動負債合計	33,122,409	14,931,439
負債合計	33,122,409	14,931,439
純資産の部		
元本等		
元本	1,505,950,618	1,394,187,839
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	48,187,280	22,059,549
(分配準備積立金)	160,641,295	196,560,297
元本等合計	1,457,763,338	1,372,128,290
純資産合計	1,457,763,338	1,372,128,290
負債純資産合計	1,490,885,747	1,387,059,729

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 4 期 自 平成30年 5月29日 至 平成30年11月27日	第 5 期 自 平成30年11月28日 至 令和 1 年 5月27日
営業収益		
受取配当金	69,918,078	63,307,957
受取利息	129	49
有価証券売買等損益	76,005,800	5,503,494
為替差損益	20,163,758	20,420,861
営業収益合計	26,251,351	37,383,651
営業費用		
支払利息	15,318	16,715
受託者報酬	213,415	189,061
委託者報酬	14,511,899	12,856,078
その他費用	82,217	84,487
営業費用合計	14,822,849	13,146,341
営業利益又は営業損失()	41,074,200	24,237,310
経常利益又は経常損失()	41,074,200	24,237,310
当期純利益又は当期純損失()	41,074,200	24,237,310
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	627,817	988,658
期首剰余金又は期首欠損金()	6,552,970	48,187,280
剰余金増加額又は欠損金減少額	821,055	3,578,814
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	821,055	3,578,814
剰余金減少額又は欠損金増加額	373	2,642
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	373	2,642
分配金	752,975	697,093
期末剰余金又は期末欠損金()	48,187,280	22,059,549

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第5期	
	自 平成30年11月28日	至 令和1年5月27日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。 また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認められた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認められた価額で評価しております。	
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	個別法に基づき原則として時価で評価しております。	
3. 収益及び費用の計上基準	(1)受取配当金 外国投資証券についての受取配当金は、原則として、投資証券の配当落ち日において、確定配当金額を計上しております。 (2)有価証券売買等損益及び為替予約取引による為替差損益 約定日基準で計上しております。	
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。	

(貸借対照表に関する注記)

項目	第4期		第5期	
	平成30年11月27日現在		令和1年5月27日現在	
1. 元本状況				
期首元本額	1,721,551,075円		1,505,950,618円	
期中追加設定元本額	97,949円		82,547円	
期中一部解約元本額	215,698,406円		111,845,326円	
2. 受益権の総数	1,505,950,618口		1,394,187,839口	
3. 元本の欠損	48,187,280円		22,059,549円	

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第4期		第5期	
自 平成30年5月29日 至 平成30年11月27日		自 平成30年11月28日 至 令和1年5月27日	
分配金の計算過程 第4期計算期間末（平成30年11月27日）に、投資信託約款に基づき計算した161,422,090円（1万口当たり1,071.89円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い1752,975円（1万口当たり5円）を分配しております。		分配金の計算過程 第5期計算期間末（令和1年5月27日）に、投資信託約款に基づき計算した197,291,296円（1万口当たり1,415.10円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い1697,093円（1万口当たり5円）を分配しております。	
配当等収益 （費用控除後）	52,746,103円	配当等収益 （費用控除後）	48,546,103円
有価証券売買等損益	0円	有価証券売買等損益	0円
収益調整金	27,820円	収益調整金	33,906円
分配準備積立金	108,648,167円	分配準備積立金	148,711,287円
分配可能額	161,422,090円	分配可能額	197,291,296円
（1万口当たり分配可能額）	(1,071.89円)	（1万口当たり分配可能額）	(1,415.10円)
収益分配金	752,975円	収益分配金	697,093円
（1万口当たり収益分配金）	(5円)	（1万口当たり収益分配金）	(5円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	第5期	
	自 平成30年11月28日	至 令和1年5月27日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。	

2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であります。なお、当ファンドは投資証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資し、また、投資証券においては、デリバティブ取引を行っております。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク、為替変動リスク及び流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリング及びファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理及びコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベル及び頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署には正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員及びリスク管理会議へ報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。</p>

金融商品の時価等に関する事項

項目	第5期 令和1年5月27日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。
2. 時価の算定方法	<p>(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 デリバティブ取引等関係に関する注記に記載しております。</p> <p>(3)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第4期（平成30年11月27日現在）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	351
投資証券	73,310,242
合計	73,310,593

第5期（令和1年5月27日現在）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	525
投資証券	5,738,510
合計	5,739,035

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(通貨関連)

区分	種類	第4期 平成30年11月27日現在		
		契約額等 （円）	うち 1年超 （円）	時価（円）

市場取引 以外の取引	為替予約取引 買建 アメリカ・ドル	61,182,553	-	61,505,610	323,057
	売建 アメリカ・ドル	1,491,025,018	-	1,501,264,082	10,239,064
合計		-	-	1,562,769,692	9,916,007

区分	種類	第5期 令和1年5月27日現在			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引 買建 アメリカ・ドル	26,817,649	-	26,657,000	160,649
	売建 アメリカ・ドル	1,340,452,746	-	1,339,676,950	775,796
合計		-	-	1,366,333,950	615,147

(注) 時価の算定方法

A. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨につきましては、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合には、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合には、以下の方法によっております。

- ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

B. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨につきましては、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

第5期(自 平成30年11月28日 至 令和1年5月27日)

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(1口当たり情報)

第4期 平成30年11月27日現在	第5期 令和1年5月27日現在
1口当たり純資産額 0.9680円 「1口 = 1円(10,000口 = 9,680円)」	1口当たり純資産額 0.9842円 「1口 = 1円(10,000口 = 9,842円)」

(4) 【附属明細表】

有価証券明細表

<株式以外の有価証券>

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
円	親投資信託 受益証券	キャッシュ・マネジメント・マ ザーファンド	1,751,754	1,781,183	
		小計(日本) 1銘柄	1,751,754	1,781,183	
アメリカ ・ドル	投資証券	Goldman Sachs Funds S.I.C.A.V. Goldman Sachs Short Duration Opportunistic Corporate Bond Portfolio Class IX0 Shares (Cap MDist)	156,251.400	11,950,107.070	
		小計(アメリカ・ドル) 1銘柄	156,251.400	11,950,107.070 (1,308,536,724)	
合計				1,310,317,907 (1,308,536,724)	

(注) 1. 各種通貨ごとの小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。

2. 合計欄は邦貨金額を表示しております。()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入 有価証券 時価比率	有価証券の合計 金額に対する比率
アメリカ・ドル	投資証券 1銘柄	95.36%	99.86%

組入有価証券時価比率とは、純資産額に対する比率であります。

為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

注記表中の(デリバティブ取引等関係に関する注記)で記載しており、ここでは省略しております。

<参考>

当ファンドは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

(1) 貸借対照表

区分	平成30年11月27日現在 金額（円）	令和1年5月27日現在 金額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	920,834,258	1,344,732,630
地方債証券	300,689,900	60,286,740
特殊債証券	1,793,842,930	1,743,163,475
社債券	803,428,400	1,102,789,100
未収利息	6,964,486	8,030,449
前払費用	949,062	1,677,645
流動資産合計	3,826,709,036	4,260,680,039
資産合計	3,826,709,036	4,260,680,039
負債の部		
流動負債		
未払解約金	5,209,414	6,899,165
その他未払費用	13,407	-
流動負債合計	5,222,821	6,899,165
負債合計	5,222,821	6,899,165
純資産の部		
元本等		
元本	3,757,365,121	4,183,685,839
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	64,121,094	70,095,035
元本等合計	3,821,486,215	4,253,780,874
純資産合計	3,821,486,215	4,253,780,874
負債純資産合計	3,826,709,036	4,260,680,039

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 平成30年11月28日 至 令和1年5月27日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>地方債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認められた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認められた価額で評価しております。</p>
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	平成30年11月27日現在	令和1年5月27日現在
1. 元本状況		
開示対象ファンドの計算期間の期首における当該親投資信託の元本額	3,988,495,580円	3,757,365,121円
期中追加設定元本額	2,503,345,710円	1,989,329,684円
期中一部解約元本額	2,734,476,169円	1,563,008,966円
元本の内訳		
S M B C ファンドラップ・G-REIT	67,799,031円	76,207,808円
S M B C ファンドラップ・ヘッジファンド	269,434,426円	265,477,612円
S M B C ファンドラップ・欧州株	87,013,480円	98,903,598円
S M B C ファンドラップ・新興国株	42,363,551円	62,990,997円
S M B C ファンドラップ・コモディティ	24,699,645円	25,096,613円
S M B C ファンドラップ・米国債	113,727,660円	132,571,040円
S M B C ファンドラップ・欧州債	84,661,770円	67,162,717円
S M B C ファンドラップ・新興国債	50,884,158円	58,143,188円
S M B C ファンドラップ・日本グロース株	151,959,781円	166,218,067円
S M B C ファンドラップ・日本中小型株	36,486,970円	37,656,510円
S M B C ファンドラップ・日本債	987,230,302円	935,312,954円
D C 日本国債プラス	587,355,756円	953,139,544円
エマージング・ボンド・ファンド・円コース（毎月分配型）	63,124,757円	51,786,863円
エマージング・ボンド・ファンド・豪ドルコース（毎月分配型）	220,327,870円	180,993,265円
エマージング・ボンド・ファンド・ニュージーランドドルコース（毎月分配型）	10,294,833円	9,114,504円
エマージング・ボンド・ファンド・ブラジルリアルコース（毎月分配型）	346,808,540円	297,235,772円
エマージング・ボンド・ファンド・南アフリカランドコース（毎月分配型）	8,652,447円	7,182,732円
エマージング・ボンド・ファンド・トルコリラコース（毎月分配型）	99,718,255円	69,864,710円
エマージング・ボンド・ファンド（マネープールファンド）	234,706,302円	352,099,781円
大和住銀 中国株式ファンド（マネー・ポートフォリオ）	57,579,227円	136,306,843円
エマージング好配当株オープン マネー・ポートフォリオ	3,059,294円	3,170,477円
エマージング・ボンド・ファンド・中国元コース（毎月分配型）	1,838,022円	1,544,308円
グローバル・ハイイールド債券ファンド（円コース）	1,697,197円	787,730円
グローバル・ハイイールド債券ファンド（中国・インド・インドネシア通貨コース）	1,759,293円	633,588円
グローバル・ハイイールド債券ファンド（BRICs通貨コース）	913,496円	777,374円
グローバル・ハイイールド債券ファンド（世界6地域通貨コース）	5,874,210円	4,316,310円
米国短期社債戦略ファンド2015-12（為替ヘッジあり）	245,556円	245,556円
米国短期社債戦略ファンド2015-12（為替ヘッジなし）	245,556円	245,556円
グローバル・ハイイールド債券ファンド（マネープールファンド）	38,101,914円	38,100,822円
アジア・ハイ・インカム・ファンド・アジア3通貨コース	25,209,906円	24,862,491円
アジア・ハイ・インカム・ファンド・円コース	1,770,273円	1,736,346円
アジア・ハイ・インカム・ファンド（マネープールファンド）	4,831,939円	996,733円
日本株厳選ファンド・円コース	270,889円	270,889円
日本株厳選ファンド・ブラジルリアルコース	18,658,181円	18,658,181円
日本株厳選ファンド・豪ドルコース	679,887円	679,887円
日本株厳選ファンド・アジア3通貨コース	9,783円	9,783円
株式&通貨 資源ダブルフォーカス（毎月分配型）	4,007,475円	4,007,475円
日本株225・米ドルコース	49,237円	49,237円
日本株225・ブラジルリアルコース	393,895円	393,895円
日本株225・豪ドルコース	147,711円	147,711円

日本株225・資源3通貨コース	49,237円	49,237円
グローバルCBオープン・高金利通貨コース	598,533円	598,533円
グローバルCBオープン・円コース	827,757円	827,757円
グローバルCBオープン(マネープールファンド)	5,057,375円	1,985,525円
オーストラリア高配当株プレミアム(毎月分配型)	1,057,457円	1,057,457円
スマート・ストラテジー・ファンド(毎月決算型)	12,541,581円	12,541,581円
スマート・ストラテジー・ファンド(年2回決算型)	4,566,053円	4,566,053円
ボンド・アンド・カレンシー トータルリターン・ファンド(毎月決算型)	14,309円	14,309円
ボンド・アンド・カレンシー トータルリターン・ファンド(年2回決算型)	12,837円	12,837円
カナダ高配当株ツイン(毎月分配型)	66,417,109円	66,417,109円
日本株厳選ファンド・米ドルコース	196,696円	196,696円
日本株厳選ファンド・メキシコペソコース	196,696円	196,696円
日本株厳選ファンド・トルコリラコース	196,696円	196,696円
エマージング・ボンド・ファンド・カナダドルコース(毎月分配型)	428,129円	413,811円
エマージング・ボンド・ファンド・メキシコペソコース(毎月分配型)	4,082,464円	3,375,374円
カナダ高配当株ファンド	984円	984円
短期米ドル社債オープン<為替ヘッジなし>(毎月分配型)	98,290円	-
短期米ドル社債ファンド2015-06(為替ヘッジあり)	98,242円	-
短期米ドル社債ファンド2015-06(為替ヘッジなし)	98,242円	-
短期米ドル社債オープン<為替ヘッジあり>(毎月分配型)	98,242円	-
米国短期社債戦略ファンド2015-10(為替ヘッジあり)	149,304円	149,304円
米国短期社債戦略ファンド2015-10(為替ヘッジなし)	215,194円	215,194円
米国短期社債戦略ファンド2017-03(為替ヘッジあり)	1,751,754円	1,751,754円
世界リアルアセット・バランス(毎月決算型)	1,451,601円	1,451,601円
世界リアルアセット・バランス(資産成長型)	2,567,864円	2,567,864円
合計	3,757,365,121円	4,183,685,839円
2. 受益権の総数	3,757,365,121口	4,183,685,839口

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成30年11月28日 至 令和1年5月27日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク及び流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリング及びファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理及びコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベル及び頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員及びリスク管理会議へ報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド(外部ファンド)を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

項目	令和1年5月27日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。

2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。</p> <p>(2) 金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
------------	---

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(平成30年11月27日現在)

種類	計算期間 の損益に含まれた評価差額(円)
地方債証券	1,334,400
特殊債券	4,880,436
社債券	2,684,000
合計	8,898,836

「計算期間」とは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」の計算期間の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間(平成30年7月26日から平成30年11月27日まで)を指しております。

(令和1年5月27日現在)

種類	計算期間 の損益に含まれた評価差額(円)
地方債証券	294,660
特殊債券	11,719,141
社債券	5,105,700
合計	17,119,501

「計算期間」とは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」の計算期間の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間(平成30年7月26日から令和1年5月27日まで)を指しております。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(平成30年11月27日現在)

該当事項はありません。

(令和1年5月27日現在)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

(自平成30年11月28日 至 令和1年5月27日)

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(1口当たり情報)

平成30年11月27日現在	令和1年5月27日現在
1口当たり純資産額 1.0171円 「1口 = 1円(10,000口 = 10,171円)」	1口当たり純資産額 1.0168円 「1口 = 1円(10,000口 = 10,168円)」

(3) 附属明細表

有価証券明細表

<株式以外の有価証券>

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
円	地方債証券	167 神奈川県公債	60,000,000	60,286,740	
	特殊債券	7 政保原賠・廃炉	120,000,000	120,000,000	
	特殊債券	80 政保道路機構	105,000,000	105,017,955	
	特殊債券	82 政保道路機構	200,000,000	200,274,200	
	特殊債券	85 政保道路機構	320,000,000	320,856,000	
	特殊債券	93 政保道路機構	147,000,000	148,096,326	
	特殊債券	100 政保道路機構	157,000,000	158,753,376	
	特殊債券	2 政保地方公共団	418,000,000	418,784,168	
	特殊債券	10 政保地方公共団	100,000,000	101,098,200	
	特殊債券	56 日本政策金融	60,000,000	60,000,000	
	特殊債券	20 政保西日本道	110,000,000	110,283,250	
	社債券	9 長谷工コ-ポ	100,000,000	100,136,300	
	社債券	2 第一三共	100,000,000	100,135,500	
	社債券	69 新日本製鐵	100,000,000	100,035,500	
	社債券	10 小松製作所	100,000,000	100,017,800	
	社債券	2 大日本印刷	100,000,000	100,277,100	
	社債券	22 ホンダファイナンス	100,000,000	100,273,200	
	社債券	164 オリックス	100,000,000	100,220,900	

社債券	110 三菱地所	100,000,000	100,165,700	
社債券	69 東京急行電鉄	100,000,000	100,685,800	
社債券	44 名古屋鉄道	100,000,000	100,382,700	
社債券	295 北陸電力	100,000,000	100,458,600	
合計 22銘柄		2,897,000,000	2,906,239,315	

<参考>

当ファンドは、「Goldman Sachs Funds S.I.C.A.V. Goldman Sachs Short Duration Opportunistic Corporate Bond Portfolio Class IXO Shares (Cap MDist)」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資証券」は、この投資法人の投資証券であります。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

この投資証券は、2018年11月30日に計算期間が終了し、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務諸表が作成され、現地において独立監査人による財務諸表の監査を受けております。

以下の「貸借対照表」、「損益計算書」及び「有価証券明細表」等は、「Goldman Sachs Short Duration Opportunistic Corporate Bond Portfolio」の2018年11月30日現在の財務諸表の原文を委託会社で抜粋・翻訳したものであります。

貸借対照表

2018年11月30日現在

(USD)

資産の部

有価証券(時価)(デリバティブを除く)	197,566,309
為替予約取引に係る評価益	2,865
スワップ取引に係る前払金	239,725
現金	2,862,305
差入証拠金	704,125
有価証券売却に係る未収入金	1,356,903
受益証券発行に係る未収入金	84,298
スワップ取引を除く未収配当金	4
スワップ取引を除く未収利息	2,502,245
投資顧問報酬の放棄分	8,182
その他資産	535
資産 合計	205,327,496

負債の部

為替予約取引に係る評価損	113,237
スワップ取引に係る評価損	167,234
有価証券購入に係る未払金	1,965,301
受益証券買戻しに係る未払金	485,114
スワップ取引に係る未払利息	16,276
投資顧問報酬	128,565
管理会社報酬	8,527
預託手数料	5,094
事務手数料	1,332
名義書換代理人報酬	24,346
年次税	12,134
監査報酬	28,519

運用会社報酬	3,252
役員報酬	483
弁護士費用	8,621
保険料	799
印刷費	8,020
税務報告費用	59,614
支払代理人報酬	6,009
規制当局への報告費用	29,123
その他負債	16,168
負債 合計	3,087,768
純資産	202,239,728

損益計算書

(2018年11月30日に終了した年度)

(USD)

収 益

スワップ取引を除く受取配当金	43
スワップ取引を除く受取利息	10,679,327
(償却) / 増価	176,506
	10,855,876

費 用

当座借越	1,742
スワップ取引に係る支払利息	26,306
投資顧問報酬	1,538,792
預託費用	55,286
管理会社報酬	103,047
事務手数料	18,384
名義書換代理人報酬	59,824
年次税	78,645
監査報酬	29,202
運用会社報酬	49,108
役員報酬	1,366
弁護士費用	11,925
印刷費	12,327
発行費	6,858
税務報告費用	44,458
支払代理人報酬	24,211
規制当局への報告費用	32,018
その他費用	44,928
	2,138,427
減算：投資顧問報酬放棄分	57,581

費用 合計	2,080,846
分配金及びその他投資収益に係る源泉税	4,077
当期における収益(費用) 計	8,770,953

添付の注記は、本財務諸表の不可欠の部分である。

有価証券明細表(2018年11月30日現在)

額面	銘柄名	通貨	利率 ^(%)	償還日 ^(日)	評価額 USD	純資産比率(%)
公認の取引所に上場している取引可能な有価証券						
社債券 - 17.16%						
パミューダ						
700,000	Weatherford International Ltd.	USD	8.250%	15/06/2023	458,500	0.23
ケイマン諸島						
2,249,000	Transocean, Inc.	USD	5.800%	15/10/2022	2,091,570	1.03
キュラソー						
2,221,000	Teva Pharmaceutical Finance Co. BV	USD	2.950%	18/12/2022	2,003,442	0.99
フランス						
582,000	Alice France S.A. 144A ^(B)	USD	7.375%	01/05/2026	557,265	0.28
ルクセンブルグ						
795,000	Alice Financing S.A. 144A ^(B)	USD	6.625%	15/02/2023	778,106	0.38
イギリス						
1,169,000	Enscor Plc.	USD	5.200%	15/03/2025	885,518	0.44
1,590,000	Inmarsat Finance Plc. 144A ^(B)	USD	4.875%	15/05/2022	1,542,300	0.76
2,808,000	Jaguar Land Rover Automotive Plc. 144A ^(B)	USD	4.500%	01/10/2027	2,109,510	1.04
					4,537,328	2.24
アメリカ						
693,000	AECOM	USD	5.125%	15/03/2027	632,362	0.31
1,453,000	Archrock Partners LP					
	Via Archrock Partners Finance Corp.	USD	6.000%	01/10/2022	1,423,940	0.70
1,250,000	Berry Global, Inc.	USD	5.125%	15/07/2023	1,243,750	0.62
437,000	Chemours Co.	USD	6.625%	15/05/2023	444,211	0.22
435,000	Chemours Co.	USD	5.375%	15/05/2027	394,219	0.19
806,000	Eclipse Resources Corp.	USD	8.875%	15/07/2023	789,880	0.39
621,000	Ford Motor Credit Co., LLC	USD	3.664%	08/09/2024	551,056	0.27
463,000	General Motors Co.	USD	4.200%	01/10/2027	422,217	0.21
507,000	Genesis Energy LP Via Genesis Energy Finance Corp.	USD	6.750%	01/08/2022	507,000	0.25
209,000	Genesis Energy LP Via Genesis Energy Finance Corp.	USD	5.625%	15/06/2024	184,965	0.09
543,000	Genesis Energy LP Via Genesis Energy Finance Corp.	USD	6.250%	15/05/2026	479,197	0.24
3,338,000	iStar, Inc.	USD	5.250%	15/09/2022	3,212,825	1.59
1,560,000	QEP Resources, Inc.	USD	5.375%	01/10/2022	1,560,000	0.77
1,259,000	Rowan Cos, Inc.	USD	4.750%	15/01/2024	1,032,380	0.51
1,951,000	Spectrum Brands Holdings, Inc.	USD	7.750%	15/01/2022	1,994,897	0.99
585,000	Sprint Communications, Inc.	USD	6.000%	15/11/2022	587,194	0.29
1,964,000	Sprint Corp.	USD	7.625%	01/03/2026	2,027,830	1.00
441,000	Tenet Healthcare Corp.	USD	6.000%	01/10/2020	451,474	0.22
687,000	Tenet Healthcare Corp.	USD	4.375%	01/10/2021	677,554	0.34
1,263,000	TransDigm, Inc.	USD	6.000%	15/07/2022	1,269,315	0.63
1,464,000	Triumph Group, Inc.	USD	4.875%	01/04/2021	1,365,180	0.68
1,988,000	Triumph Group, Inc.	USD	7.750%	15/08/2025	1,838,900	0.91
1,293,000	United States Steel Corp.	USD	6.250%	15/03/2026	1,196,025	0.59
					24,286,371	12.01
社債券 計						
(取得原価 USD 36,401,537)					34,712,582	17.16
ミューチュアルファンド - 0.00%						
アイルランド						
2,132	Goldman Sachs US\$ Liquid Reserves Fund (X Distribution Class) ^{(B)(C)}				2,132	0.00
ミューチュアルファンド 計						
(取得原価 USD 2,132)					2,132	0.00
公認の取引所に上場している取引可能な有価証券 計						
(取得原価 USD 36,403,669)					34,714,714	17.16

額面	銘柄名	通貨	利率 ^(%)	償還日 ^(年)	評価額 USD	純資産比率 (%)
その他規制のある市場で取引可能な有価証券						
社債券 - 64.70%						
カナダ						
501,000	Bausch Health Cos., Inc. 144A ⁽³⁾	USD	5.625%	01/12/2021	498,495	0.25
1,337,000	Bausch Health Cos., Inc. 144A ⁽³⁾	USD	5.500%	01/11/2025	1,316,945	0.65
2,880,000	Bombardier, Inc. 144A ⁽³⁾	USD	8.750%	01/12/2021	2,980,800	1.47
538,000	Bombardier, Inc. 144A ⁽³⁾	USD	5.750%	15/03/2022	513,790	0.26
876,000	Bombardier, Inc. 144A ⁽³⁾	USD	6.125%	15/01/2023	836,580	0.41
828,000	Bombardier, Inc. 144A ⁽³⁾	USD	7.500%	15/03/2025	790,740	0.39
246,000	NOVA Chemicals Corp. 144A ⁽³⁾	USD	5.250%	01/08/2023	238,005	0.12
990,000	NOVA Chemicals Corp. 144A ⁽³⁾	USD	4.875%	01/06/2024	929,362	0.46
883,000	Parkland Fuel Corp. 144A ⁽³⁾	USD	6.000%	01/04/2026	856,510	0.42
267,000	Ritchie Bros Auctioneers, Inc. 144A ⁽³⁾	USD	5.375%	15/01/2025	263,329	0.13
662,000	Seven Generations Energy Ltd. 144A ⁽³⁾	USD	6.750%	01/05/2023	665,310	0.33
1,054,000	Telesat Canada Via Telesat LLC 144A ⁽³⁾	USD	8.875%	15/11/2024	1,133,050	0.56
					11,022,916	5.45
ケイマン諸島						
1,405,000	Noble Holding International Ltd. 144A ⁽³⁾	USD	7.875%	01/02/2026	1,334,750	0.66
2,198,000	Park Aerospace Holdings Ltd. 144A ⁽³⁾	USD	5.250%	15/08/2022	2,201,553	1.09
761,000	Transocean Guardian Ltd. 144A ⁽³⁾	USD	5.875%	15/01/2024	745,780	0.37
2,297,550	Transocean Proteus Ltd. 144A ⁽³⁾	USD	6.250%	01/12/2024	2,263,087	1.12
1,273,000	Transocean, Inc. 144A ⁽³⁾	USD	7.250%	01/11/2025	1,187,073	0.58
					7,732,243	3.82
フランス						
442,000	Alice France S.A. 144A ⁽³⁾	USD	8.125%	01/02/2027	428,188	0.21
アイルランド						
443,000	Ardagh Packaging Finance Plc. Via Ardagh Holdings USA, Inc. 144A ⁽³⁾	USD	4.250%	15/09/2022	428,049	0.21
ジャージー						
3,843,000	Adient Global Holdings Ltd. 144A ⁽³⁾	USD	4.875%	15/08/2026	3,079,204	1.52
4,110,000	Delphi Technologies Plc. 144A ⁽³⁾	USD	5.000%	01/10/2025	3,554,560	1.76
					6,633,764	3.28
ルクセンブルグ						
2,152,000	ARD Finance S.A.	USD	7.125%	15/09/2023	2,006,740	0.99
1,328,000	Dana Financing Luxembourg SARL 144A ⁽³⁾	USD	5.750%	15/04/2025	1,263,260	0.63
1,642,000	FAGE International SA Via FAGE USA Dairy Industry, Inc. 144A ⁽³⁾	USD	5.625%	15/08/2026	1,428,540	0.71
1,107,000	Intelsat Jackson Holdings S.A. 144A ⁽³⁾	USD	8.000%	15/02/2024	1,156,815	0.57
2,407,000	Intelsat Jackson Holdings S.A. 144A ⁽³⁾	USD	8.500%	15/10/2024	2,407,000	1.19
					8,262,355	4.09
オランダ						
2,101,000	Ziggo BV 144A ⁽³⁾	USD	5.500%	15/01/2027	1,946,051	0.96
イギリス						
588,000	Mclaren Finance Plc. 144A ⁽³⁾	USD	5.750%	01/08/2022	543,165	0.27
950,000	TransDigm UK Holdings Plc. 144A ⁽³⁾	USD	6.875%	15/05/2026	948,812	0.47
1,511,000	Tronox Finance Plc. 144A ⁽³⁾	USD	5.750%	01/10/2025	1,286,239	0.64
					2,778,216	1.38
アメリカ						
1,019,000	Acrisure LLC Via Acrisure Finance, Inc. 144A ⁽³⁾	USD	7.000%	15/11/2025	891,625	0.44
2,270,000	AMC Networks, Inc.	USD	4.750%	01/08/2025	2,113,937	1.05
578,000	Antero Midstream Partners LP Via Antero Midstream Finance Corp.	USD	5.375%	15/09/2024	567,885	0.28
440,000	APX Group, Inc.	USD	7.875%	01/12/2022	430,650	0.21
411,000	APX Group, Inc.	USD	7.625%	01/09/2023	333,938	0.17
2,062,000	Ashtead Capital, Inc. 144A ⁽³⁾	USD	5.250%	01/08/2026	2,015,605	1.00
1,794,000	Booz Allen Hamilton, Inc. 144A ⁽³⁾	USD	5.125%	01/05/2025	1,749,150	0.86
1,672,000	Builders FirstSource, Inc. 144A ⁽³⁾	USD	5.625%	01/09/2024	1,540,330	0.76
4,662,000	BWAY Holding Co. 144A ⁽³⁾	USD	5.500%	15/04/2024	4,469,692	2.21
1,986,000	CBS Radio, Inc. 144A ⁽³⁾	USD	7.250%	01/11/2024	1,911,525	0.95
1,470,000	CCO Holdings LLC Via CCO Holdings Capital Corp 144A ⁽³⁾	USD	4.000%	01/03/2023	1,405,687	0.69
1,162,000	Charles River Laboratories International, Inc. 144A ⁽³⁾	USD	5.500%	01/04/2026	1,169,262	0.58

額面	銘柄名	通貨	利率 ^(%)	償還日 ^(年)	評価額 USD	純資産比率（%）
社債券 - (続き)						
アメリカ - (続き)						
1,105,000	Charter Communications Operating LLC Via Charter Communications Operating Capital	USD	3.750%	15/02/2028	998,968	0.49
562,000	Charter Communications Operating LLC Via Charter Communications Operating Capital	USD	4.200%	15/03/2028	524,020	0.26
1,180,000	Cheniere Corpus Christi Holdings LLC	USD	5.875%	31/03/2025	1,218,350	0.60
370,000	Cheniere Corpus Christi Holdings LLC	USD	5.125%	30/06/2027	358,900	0.18
454,000	Churchill Downs, Inc. 144A ⁽²⁾	USD	4.750%	15/01/2028	414,275	0.20
547,000	Cleveland-Cliffs, Inc. 144A ⁽²⁾	USD	4.875%	15/01/2024	512,813	0.25
1,852,000	CNX Midstream Partners LP Via CNX Midstream Finance Corp. 144A ⁽²⁾	USD	6.500%	15/03/2026	1,796,440	0.89
2,873,000	CrownRock LP Via CrownRock Finance, Inc. 144A ⁽²⁾	USD	5.625%	15/10/2025	2,700,620	1.34
1,571,000	CSC Holdings LLC 144A ⁽²⁾	USD	5.500%	15/05/2026	1,531,725	0.76
3,344,000	DAE Funding LLC 144A ⁽²⁾	USD	5.750%	15/11/2023	3,264,580	1.61
1,346,000	DAE Funding LLC 144A ⁽²⁾	USD	5.000%	01/08/2024	1,256,828	0.62
1,466,000	Dean Foods Co. 144A ⁽²⁾	USD	6.500%	15/03/2023	1,299,242	0.64
3,142,000	Diamondback Energy, Inc. 144A ⁽²⁾	USD	4.750%	01/11/2024	3,055,595	1.51
1,000,000	Donnelley Financial Solutions, Inc.	USD	8.250%	15/10/2024	1,017,500	0.50
2,501,000	First Data Corp. 144A ⁽²⁾	USD	5.000%	15/01/2024	2,475,990	1.22
301,000	Frontier Communications Corp. 144A ⁽²⁾	USD	8.500%	01/04/2026	274,286	0.14
427,000	Gray Escrow, Inc. 144A ⁽²⁾	USD	7.000%	15/05/2027	433,405	0.21
1,302,000	Gulfport Energy Corp.	USD	6.625%	01/05/2023	1,285,725	0.64
518,000	Hilcorp Energy I LP Via Hilcorp Finance Co. 144A ⁽²⁾	USD	6.250%	01/11/2028	490,158	0.24
500,000	HUB International Ltd. 144A ⁽²⁾	USD	7.000%	01/05/2026	477,500	0.24
873,000	Hughes Satellite Systems Corp.	USD	5.250%	01/08/2026	817,346	0.40
1,919,000	Indigo Natural Resources LLC 144A ⁽²⁾	USD	6.875%	15/02/2026	1,794,265	0.89
1,557,000	JC Penney Corp., Inc. 144A ⁽²⁾	USD	8.625%	15/03/2025	926,415	0.46
1,370,000	Jefferies Finance LLC Via JFIN Co-Issuer Corp. 144A ⁽²⁾	USD	7.500%	15/04/2021	1,390,139	0.69
654,000	Jefferies Finance LLC Via JFIN Co-Issuer Corp. 144A ⁽²⁾	USD	6.875%	15/04/2022	653,532	0.32
509,000	Lamar Media Corp.	USD	5.375%	15/01/2024	515,999	0.25
1,887,000	Lions Gate Capital Holdings LLC 144A ⁽²⁾	USD	5.875%	01/11/2024	1,896,435	0.94
637,000	Mercer International, Inc. 144A ⁽²⁾	USD	7.375%	15/01/2025	640,981	0.32
177,000	Navient Corp.	USD	8.000%	25/03/2020	182,974	0.09
2,606,000	Navient Corp.	USD	6.500%	15/06/2022	2,599,485	1.29
3,753,000	Navistar International Corp. 144A ⁽²⁾	USD	6.625%	01/11/2025	3,715,470	1.84
659,000	Nexstar Broadcasting, Inc. 144A ⁽²⁾	USD	5.625%	01/08/2024	643,349	0.32
882,000	Nielsen Finance LLC Via Nielsen Finance Co. 144A ⁽²⁾	USD	5.000%	15/04/2022	864,360	0.43
218,000	Parsley Energy LLC Via Parsley Finance Corp. 144A ⁽²⁾	USD	5.250%	15/08/2025	207,645	0.10
1,597,000	Platform Specialty Products Corp. 144A ⁽²⁾	USD	5.875%	01/12/2025	1,561,067	0.77
1,184,000	Prime Security Services Borrower LLC Via Prime Finance, Inc. 144A ⁽²⁾	USD	9.250%	15/05/2023	1,262,440	0.62
1,039,000	Quicken Loans, Inc. 144A ⁽²⁾	USD	5.250%	15/01/2028	927,308	0.46
3,136,000	Reynolds Group Issuer, Inc. Via Reynolds Group Issuer LLC 144A ⁽²⁾	USD	5.125%	15/07/2023	3,065,440	1.52
2,700,000	Rite Aid Corp. 144A ⁽²⁾	USD	6.125%	01/04/2023	2,322,000	1.15
943,000	Sirius XM Radio, Inc. 144A ⁽²⁾	USD	4.625%	15/05/2023	918,246	0.45
1,679,000	Sirius XM Radio, Inc. 144A ⁽²⁾	USD	5.375%	15/07/2026	1,632,827	0.81
750,000	Sprint Spectrum Co., LLC Via Sprint Spectrum Co. II LLC Via Sprint Spectrum Co. III LLC 144A ⁽²⁾	USD	3.360%	20/03/2023	743,438	0.37
527,000	Sunoco LP Via Sunoco Finance Corp.	USD	4.875%	15/01/2023	515,143	0.25
663,000	Targa Resources Partners LP Via Targa Resources Partners Finance Corp. 144A ⁽²⁾	USD	5.875%	15/04/2026	663,000	0.33
3,010,000	Taylor Morrison Communities, Inc.	USD	6.625%	15/05/2022	3,040,100	1.50
2,820,000	Terex Corp. 144A ⁽²⁾	USD	5.625%	01/02/2025	2,594,400	1.28
2,153,000	Tesla, Inc. 144A ⁽²⁾	USD	5.300%	15/08/2025	1,873,110	0.93
500,000	Univision Communications, Inc. 144A ⁽²⁾	USD	5.125%	15/05/2023	468,750	0.23
1,523,000	VFH Parent LLC Via Orchestra Co-Issuer, Inc. 144A ⁽²⁾	USD	6.750%	15/06/2022	1,545,845	0.76
2,628,000	ViaSat, Inc. 144A ⁽²⁾	USD	5.625%	15/09/2025	2,470,320	1.22
847,000	Vine Oil & Gas LP Via Vine Oil & Gas Finance Corp. 144A ⁽²⁾	USD	8.750%	15/04/2023	719,950	0.36
412,000	Vine Oil & Gas LP Via Vine Oil & Gas Finance Corp. 144A ⁽²⁾	USD	9.750%	15/04/2023	355,350	0.18
917,000	Weatherford International LLC 144A ⁽²⁾	USD	9.875%	01/03/2025	612,098	0.30
375,000	XPO Logistics, Inc. 144A ⁽²⁾	USD	6.500%	15/06/2022	382,969	0.19
2,892,000	XPO Logistics, Inc. 144A ⁽²⁾	USD	6.125%	01/09/2023	2,931,785	1.45
179,000	ZF North America Capital, Inc. 144A ⁽²⁾	USD	4.750%	29/04/2025	173,862	0.09
					91,614,029	45.30
社債券 計						
(取得原価 USD 138,158,395)					130,845,811	64.70

額面	銘柄名	通貨	利率 ⁽⁴⁾	償還日 ⁽⁴⁾	評価額 USD	純資産比率 (%)
国債 - 14.79%						
アメリカ						
12,000,000	United States Treasury Bill	USD	2.335%	27/12/2018	11,982,340	5.92
18,000,000	United States Treasury Bill	USD	2.324%	31/01/2019	17,932,961	8.87
					29,915,301	14.79
国債 計						
(取得原価 USD 29,914,353)					29,915,301	14.79
その他規制のある市場で取引可能な有価証券 計						
(取得原価 USD 168,072,748)					160,761,112	79.49
その他取引可能な有価証券						
社債券 - 0.53%						
アメリカ						
1,120,000	Parsley Energy LLC Via Parsley Finance Corp. 144A ⁽⁵⁾	USD	5.375%	15/01/2025	1,075,200	0.53
社債券 計						
(取得原価 USD 1,135,148)					1,075,200	0.53
普通株式 - 0.05%						
アメリカ						
10,523	Liberty Harbor LLC				92,129	0.05
普通株式 計						
(取得原価 USD 1,052,321)					92,129	0.05
ワラント - 0.00%						
アメリカ						
1,836	Jack Cooper Enterprises, Inc., exp. 04/27—Warrant				18	0.00
ワラント 計						
(取得原価 USD -)					18	0.00
その他取引可能な有価証券 計						
(取得原価 USD 2,187,469)					1,167,347	0.58
定期預金 - 0.46%						
イギリス						
923,136	BNP Paribas London Branch USD Time Deposit	USD	2.100%	03/12/2018	923,136	0.46
定期預金 計						
(取得原価 USD 923,136)					923,136	0.46
投資評価額 (デリバティブを除く)						
(取得原価 USD 207,587,022)					197,566,309	97.69
当該クラスの為替予約取引 - (0.06%)						
通貨	金額 買い	通貨	金額 売り	決済日	評価益 USD	純資産比率 (%)
USD	94,805	GBP	73,799	17/01/2019	520	0.00
USD	571,575	EUR	499,013	08/02/2019	2,345	0.00
ヘッジ目的で保有する為替予約取引に係る評価益					2,865	0.00
通貨	金額 買い	通貨	金額 売り	決済日	評価損 USD	純資産比率 (%)
GBP	4,634,654	USD	5,932,475	17/01/2019	(11,251)	(0.01)
EUR	10,773,644	USD	12,391,607	08/02/2019	(101,986)	(0.05)
ヘッジ目的で保有する為替予約取引に係る評価損					(113,237)	(0.06)
スワップ契約 - (0.08%)						
想定元本	支払い	受取り	通貨	満期日	評価損 USD	純資産比率 (%)
37,640,000	金利スワップ Fixed 3.000%	Floating (USD 3 month LIBOR)	USD	19/06/2026	(167,234)	(0.08)
					(167,234)	(0.08)
スワップ契約にかかる評価損 計					(167,234)	(0.08)
投資評価額						
(取得原価 USD 207,587,022)					197,288,703	97.55
その他資産・負債					4,951,025	2.45
純資産					202,239,728	100.00

（注記）

為替予約取引に係る取引方は、Bank of America N.A., Barclays Bank Plc., BNP Paribas S.A., Deutsche Bank AG, HSBC Bank Plc., JP Morgan Chase Bank N.A., Morgan Stanley & Co. International Ltd., Standard Chartered Bank.

スワップ契約に係る取引先は、Credit Suisse。

- (a) 利率は、記載されたクーポンレート、割引債券に係る購入時の年換算割引率または変動利率証券において、利率指標に基づく現在の再設定レートを表している。
- (b) 満期日は証券に記載された日付、変動利付き証券の次回利率再設定日付またはこれらのタイプの証券の繰上返済日を表している。
- (c) 規則144A証券：この証券は、1933年証券法規則144Aに基づき、適格機関投資家のために私募の形式で発行されているが取引は可能である。
- (d) ゴールドマン・サックス・ファンドの関連当事者。
- (e) 2018年11月30日現在の当ファンドの利回りは、2.473%。

財務諸表に関する注記（抜粋）

2018年11月30日現在

重要な会計方針**(a) 財務諸表作成の基礎**

個別ポートフォリオの財務諸表は、各々の基準通貨で表示されているが、すべてのポートフォリオの合算値は、米ドルで表示されている。取締役会は、ポートフォリオの基準通貨がポートフォリオの裏付けとなる取引、事象、状態の経済的影響を最も忠実に表す通貨であると見なす。

財務諸表は、投資信託に関するルクセンブルクの法規制の要件に従って作成されている。財務諸表の作成にあたり、取締役会は、本財務諸表及び付随する注記の報告額に影響を与えうる見積もり及び仮定を行うことが要求されている。評価額の決定に当たり取締役会に要求される一定の見積もり及び仮定については、Note 4を参照のこと。実際の結果はかかる見積もりと異なる場合がある。

(b) 投資取引、関連投資収益及び運営費用

本ファンドは、投資取引を取引日基準で翌営業日に計上している。かかる実現損益は加重平均原価法に基づく。受取配当金及び支払配当金は配当落ち日に計上され、受取利息及び支払利息はかかる投資の満期まで計上される。受取利息は、償還差益、発行割引、償還差損を含み、かかる投資の満期まで収益に計上される。受取利息及び受取配当金は、源泉税控除前の総額で認識される。

運営費用は発生基準で認識される。

(c) 有価証券に対する金融投資及び評価*i. 認識及び認識の中止*

ポートフォリオは、金融資産及び金融負債を、かかる投資の契約条項の当事者となった日付で認識する。金融資産及び金融負債の購入及び売却は、取引日の翌営業日に認識する。取引日の翌営業日より、金融資産又は金融負債の評価額の変動から生じる損益はすべて損益計算書に計上される。

金融資産は、当該投資からのキャッシュ・フローを受領する権利が消滅した時点、又はポートフォリオが所有に伴うすべてのリスクと経済価値を実質的に移転した時点で、認識が中止される。

ii. 評価測定の原則

すべての有価証券及びデリバティブの評価額は次の方針に従って決定される。

(ii.1) 取引所に上場されている資産及び負債

取引所で取引されている金融投資（普通株式、社債、政府発行債、国際機関債、ライセンス、ワラント、ミュチュアル・ファンド、政府機関資産担保債務、非政府機関資産担保債務、優先株式、オプション及び先物取引を含む公認

の取引所への上場が認められている、又は定期的に運営しているその他のいかなる規制市場で取引されている譲渡性のある有価証券)の評価は、期末日の市場取引価格(見積もられる将来の取引費用控除前)に基づいている。

(ii.2) 債務証券

社債、政府発行債、国際機関債、バンクローン、地方債、株式リンク債、非政府機関資産担保債務及び政府機関資産担保債務からなる債務証券は、第三者の値付機関が提供するミッドを用いて評価される。

債務証券には、モーゲージ担保証券の(モーゲージ・プールを特定しない)To Be Announced(以下「TBA」という。)コミットメントが含まれる。当該コミットメントは、政府機関モーゲージ担保証券(以下「MBS」という。)の将来の日付における売買を反映している。特定のポートフォリオはMBSを効率的に運用する目的でこれらのフォワード・コミットメント利用している。さらに、特定のポートフォリオは主としてTBA取引を利用した「ダラーロール」取引を行う場合があり、その取引ではポートフォリオは将来の月々においてMBSを売却すると同時に再購入することに合意している。ポートフォリオはかかるフォワード・コミットメントの再購入額(経過利息を含む)に相当する流動性の高い有価証券の保有を維持しなければならない。ポートフォリオが購入に合意している有価証券の時価は、定められた購入価格を下回る場合がある。特定のポートフォリオは、2018年11月30日現在TBA残高を有しており、当該残高は貸借対照表の有価証券売却にかかる未収金及び有価証券購入にかかる未払金の区分に含まれている。

債務証券が債務不履行であるとみなされた場合には、経過利息の発生を停止する。関連する当事者による債務不履行の承認をもって未収金は償却される。

(ii.3) バンクローン(銀行貸付債権)

ポートフォリオは米国及び非米国の企業(以下「借入企業」という。)によるバンクローンに投資する場合がある。ポートフォリオによるバンクローンに対する投資は、参加権又は譲渡の形式を取る場合がある。シンジケート・バンクローン取引において、ポートフォリオは貸付機関のグループ(以下「貸付機関」という。)又はシンジケート団の参加機関の一つ(以下「参加機関」という。)から参加権を購入し、一つ又は複数の機関(以下「エージェント銀行」という。)が貸付機関を代表してローンの運営を行う。ポートフォリオは、ローンの支払いの受取と処理において、参加権を売却した貸付機関に依拠することが求められる。収益は、アmendメント手数料、コミットメント手数料及び信用状手数料を含み、損益計算書に記載されて、発生基準でポートフォリオの収益として計上される。バンクローンは、管理会社が選定した第三者の値付機関から入手した価格に基づいて評価される。

未実行のコミットメントは、借入企業へのポートフォリオの貸出枠の残額を表す。債務満期日まで、いかなる時点においても、借入企業は未実行分を要求することができる。2018年11月30日現在、未実行のコミットメントはない。

(ii.4) 預金証書及びマネー・マーケット商品

定期預金、コマーシャル・ペーパーを含む預金証書、マネー・マーケット商品は、第三者の値付機関が提供するミッドを用いて、あるいは同様のサービスが利用できないときには取得原価で評価され、それらは時価に近似する。

(ii.5) 投資信託に対する持分

ミューチュアル・ファンドで構成されるオープンエンド型投資信託への投資の評価額は、当該ファンドの目論見書に要約されている評価方針に従って当該ファンドにより提供される最新の一口当たり純資産価額に基づく。

(ii.6) レポ取引に基づいて売却された有価証券

本ファンドは買戻条件付契約(以下「レポ取引」という。)に基づき有価証券を売却することがある。レポ取引の契約条件に基づき、取引相手は、定められた価格で定められた日に、本ファンドは購入/取引相手は売却する責を負う有価証券を所有する。本ファンドは、取引相手に対してレポ取引の期間にわたり利息を支払う。当該証券への需要が高まった時には、取引相手による当該証券の活用からの手数料を本ファンドは受け取ることがあり、金利収入として計上する。レポ取引にかかる担保は二者間協定に基づいて管理され、受け取った現金は分別口座に預金として保有される。受け取った現金は本ファンドの支配下にある。

(ii.7) デリバティブ

デリバティブとは、その評価額が、裏付けとなる商品、指数基準金利又はこれらの要素の組み合わせに由来する金融商品である。デリバティブは、しばしば店頭(以下「OTC」という。)デリバティブと称される取引所外での相対契約によるものもあれば、取引所に上場され取引されるものもある。デリバティブ契約には、定められた条件で定められた日に、金融商品あるいはコモディティを購入/売却する、あるいは想定元本又は契約額に基づいて利息の支払いあるいは通貨を交換する、将来のコミットメントが含まれることがある。

デリバティブ契約は時価で表示され、貸借対照表に金融資産及び金融負債として認識される。時価の変動により生じる損益は、損益計算書に未実現損益の変動額の構成要素として反映される。実現損益は契約終了時又はキャッシュ・フローの支払時に計上される。

(ii.7)(a) オプション契約

ポートフォリオは、多様な取引相手と上場オプション、及びOTCオプションを契約する。ポートフォリオがオプションを買建てる場合、支払ったプレミアムに基づく時価と同額が資産として計上され、日次で時価評価される。ポートフォリオがオプションを売建てる場合、受け取ったプレミアムに基づく時価と同額が負債として計上され、各評価日に売建オプションの時価を調整する。

オプションのクローズ時に、プレミアムと支払額／受取額の差分からブローカー手数料を差引いた金額、あるいはオプションが無価値となった場合にはプレミアムの全額を、実現損益として処理する。ポートフォリオが売建てたオプションが行使される場合、ポートフォリオは時価と異なる価格で金融商品を購入／売却する可能性がある。

OTCオプションの時価は、オプション契約の取引相手が提示する評価、独立する価格提供サービス、あるいは第三者の値付機関が提供する市場データを入力して算出するバリュエーション・モデルを用いて決定される。上場オプションの時価は、取引所での清算／最終価格、最終ビッド／アスク価格、あるいは値付機関又は取引相手によって提供された独立した市場取引価格に基づいている。

(ii.7)(b) 先物取引

先物取引は、特定のコモディティ、証券あるいは指数を売買する契約であり、取引所での清算／最終価格、最終ビッド／アスク価格、あるいは独立した市場取引価格に基づいて評価される。先物市場で取引を行うためには、現金、有価証券を当初証拠金として預託することが要求される。先物取引にかかる未実現損益は、当該契約の時価を反映して認識され、ポートフォリオの損益計算書に未実現損益の構成要素として含まれる。未実現損益が生じることによって、変動証拠金の受け取り／支払いが発生する。契約終了時に、ポートフォリオは、契約締結／終了時の評価の差分を実現損益として認識する。

(ii.7)(c) スワップ契約

金利スワップ、クレジット・デフォルト・スワップ、トータル・リターン・スワップなどを含むスワップ契約は、いくつかの原投資／指数に連動する。スワップ契約の条件は非常に多様となる可能性がある。キャッシュ・フローは原資産に基づいて交換される。前払金は、リスク・プレミアムを表し、契約期間にわたり金利分が減価／増価する。スワップ契約は時価に基づいて計上され、当該評価は取引相手によって提供された価格、第三者の値付機関又は評価モデルに基づいている。評価モデルでは、原資産の時価、原資産に伴うリスク及び契約固有の条件を含む多様なインプットを考慮に入れる。スワップ契約に関連して、デフォルト、倒産、支払い不能の事象が発生したときに、資産価値と請求額を提供するために、当該契約の条件に従って、有価証券、現金は担保／証拠金とみなされる。当該担保／証拠金はファンドの基準通貨で表示され、カスタディ口座からブローカーに支払われる。

2018年11月30日に終了した年度において、トータル・リターン・スワップにかかる全ての担保は現金で差し出された。

ポートフォリオのトータル・リターン・スワップ、特定のOTCデリバティブは、ISDAに従って契約が結ばれる。ISDAマスタ契約、またはそれに類似する契約は、ポートフォリオと当該OTCデリバティブ（トータル・リターン・スワップを含む）を運営している取引相手の二者間協定である。

OTCデリバティブからの全てのリターンはポートフォリオが獲得し、運用会社あるいは第三者といかなる成功報酬契約を結ぶことはない。

(ii.7)(d) 外国為替予約取引

外国為替予約取引において、ポートフォリオは、将来の特定日に、ある通貨と交換に、定められた価格で定められた数量の別の通貨を受取る又は受渡すことに合意する。想定元本、決済日、取引相手が同一で、差金決済する権利がある外国為替予約取引の購入及び売却は、通常は相殺される（当該取引相手との外国為替取引の残高はゼロとなる。）。実現損益は全て取引日の翌営業日に認識される。

外国為替予約取引は、第三者の値付機関が提供するミッド価格で評価される。

(ii.7)(e) 債券のNDF取引

債券のNDF取引は、満期時に対象となる有価証券の受け渡しを伴わないという点で通常の債券の先渡契約と異なる、金融デリバティブ商品である。代わりに、対象となる有価証券の変動に応じて、一方の当事者からもう一方の当事者に対し、（通常米ドルで）差金決済が行われる。実現損益は、取引日の翌営業日に認識される。債券のNDF取引は、第三者の値付機関が提供するミッド価格で評価される。

(ii.8) すべての有価証券及びデリバティブ

第三者の値付機関又はディーラーからの市場取引価格を入手できない場合、あるいは、市場が著しく不正確であるとみなす場合、投資の時価は評価手法を用いて算出される。

評価手法には、直近の市場取引の使用、実質的に同一である他の投資の時価の参照、割引キャッシュ・フロー分析、又は実際の市場取引で入手可能な信頼性の高い評価を提供しているその他の手法などがある。

こうした有価証券及びデリバティブは、管理会社によって任命された評価者により算出された実現の可能性が高い価額で評価される。評価者は直接的に取締役会に対して評価機能としての責任を負い、それは最終的に財務諸表に反映される。2018年11月30日終了事業年度の評価者はゴールドマン・サックス & Co. LLCであった。ゴールドマン・サックス・インベストメント・マネジメント・ディビジョン・コントローラーズ(以下「IMD Controllers」という。)は評価機能の役割を担った。

投資は、評価を算出するのに信頼できる見積もりと仮定の使用を必要とする、一般に公正妥当と認められる会計原則に従って評価される。これらの見積もりと仮定は、入手可能な最善の情報に基づいているが、実際の結果はこれらの推定値と大きく異なることがある。

(d) 現金

現金は取得原価で評価され、時価に近似している。

(e) ブローカーに対する債権 / 債務

ブローカーに対する債権は、主にポートフォリオの決済ブローカー及び多様な取引相手からの担保の未収金からなる。ブローカーに対する債務は、主にポートフォリオの決済ブローカー及び多様な取引相手への担保の未払金からなる。

ブローカーに対する債権 / 債務は、市場価格に近似している取得原価で評価される。

(f) 外国為替換算

すべてのポートフォリオの会計帳簿及び記録は、各々の基準通貨で維持される。外貨建取引は、取引日の実効為替レートで換算される。外貨建ての資産及び負債は、期末日の最終の実効為替レートで基準通貨に換算される。

外貨の換算、資産及び負債の除却又は清算にかかる実現損益から生じる為替差損益は、損益計算書に計上される。投資及びデリバティブ金融投資にかかる為替差損益、並びに現金及び現金同等物を含む金融商品にかかるその他すべての為替差損益は、損益計算書の実現純利益 / (損失) 又は未実現利益 / (損失) の純変動額に反映される。

(g) 費用

本ファンドに発生する費用で、本ファンドの特定のポートフォリオ又はクラス投資証券に関連しないものは、その費用の性質に応じてポートフォリオに配賦される。一般的に特定のポートフォリオ又はクラス投資証券に直接帰属する費用は、各々の費用として計上される。

(h) 収益平準化契約

収益平準化契約は、本ファンドのポートフォリオの一部又はすべての投資口に対して適用することができる。当該契約が適用される場合、当該契約は、ある分配期間に関して分配される、又は分配が見込まれる一口当たり収益が当該期間における発行済口数の変動に影響を受けないようにすることを目的としており、ポートフォリオの投資口購入後に影響を受けたポートフォリオの投資主が受け取る最初の分配金額は、当該ポートフォリオが受領する収益の参加及び資本のリターン(以下「平準化金額」という。)を表している。平準化金額は投資主持分変動計算書の投資口発行受取額及び投資口買戻支払額に含まれている。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2019年6月末現在)

米国短期社債戦略ファンド2017-03(為替ヘッジあり)

資産総額	1,380,066,287	円
負債総額	15,180,336	円
純資産総額(-)	1,364,885,951	円
発行済数量	1,374,940,301	口
1単位当り純資産額(/)	0.9927	円

(参考) キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

資産総額	3,789,731,592	円
負債総額	9,816,788	円
純資産総額(-)	3,779,914,804	円
発行済数量	3,717,662,888	口
1単位当り純資産額(/)	1.0167	円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 名義書換手続など

該当事項はありません。

2 受益者名簿

作成しません。

3 受益者に対する特典

ありません。

4 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

5 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

6 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

7 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

8 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(注) 委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

イ 資本金の額および株式数

	2019年6月28日現在
資本金の額	20億円
会社が発行する株式の総数	60,000,000株
発行済株式総数	33,870,060株

ロ 最近5年間における資本金の額の増減 該当ありません。

八 会社の機構

委託会社の取締役は8名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

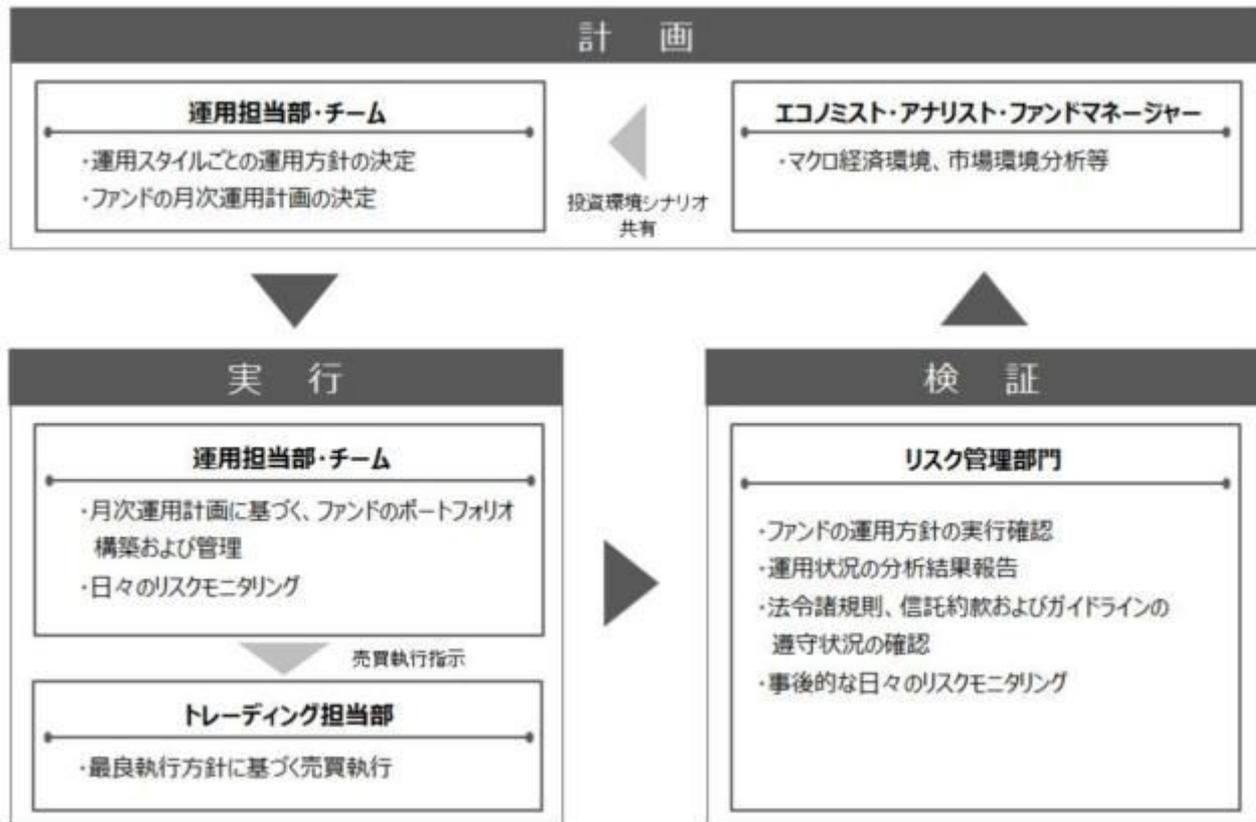
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を1名選定し、必要に応じて取締役会長1名を選定することができます。

二 投資信託の運用の流れ



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を行っています。

2019年6月28日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

	本 数(本)	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	773	8,410,967
単位型株式投資信託	116	590,384
追加型公社債投資信託	1	28,707
単位型公社債投資信託	189	534,141
合 計	1,079	9,564,201

3【委託会社等の経理状況】

- 1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。
- 2 当社は、当事業年度(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人の監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	20,873,870	13,755,961
顧客分別金信託	20,010	20,011
前払費用	402,249	476,456
未収入金	39,030	64,856
未収委託者報酬	6,332,203	6,963,077
未収運用受託報酬	1,725,215	1,129,548
未収投資助言報酬	316,407	285,668
未収収益	50,321	44,150
その他の流動資産	10,891	31,771
流動資産合計	29,770,200	22,771,504
固定資産		
有形固定資産	1	
建物	185,371	173,517
器具備品	300,694	751,471
有形固定資産合計	486,065	924,988
無形固定資産		
ソフトウェア	409,765	479,867
ソフトウェア仮勘定	5,755	183,528
電話加入権	56	44
商標権	-	60
無形固定資産合計	415,576	663,501
投資その他の資産		
投資有価証券	10,616,594	10,829,628
関係会社株式	10,412,523	10,252,067
長期差入保証金	658,505	2,004,451
長期前払費用	69,423	97,107
会員権	7,819	7,819
繰延税金資産	1,394,447	1,426,381

投資その他の資産合計	23,159,314	24,617,457
固定資産合計	24,060,956	26,205,946
資産合計	53,831,157	48,977,450

(単位：千円)

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
負債の部		
流動負債		
顧客からの預り金	84	4,534
その他の預り金	92,326	1,480,229
未払金		
未払収益分配金	649	1,122
未払償還金	137,522	137,522
未払手数料	2,783,763	3,246,133
その他未払金	236,739	768,373
未払費用	3,433,641	3,535,589
未払消費税等	547,706	84,966
未払法人税等	1,785,341	670,761
賞与引当金	1,507,256	1,302,052
その他の流動負債	1,408	18,110
流動負債合計	10,526,438	11,249,395
固定負債		
退職給付引当金	3,319,830	3,418,601
賞与引当金	99,721	5,074
その他の固定負債	3,363	5,074
固定負債合計	3,422,915	3,428,751
負債合計	13,949,354	14,678,146
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,628,984	8,628,984
資本剰余金合計	8,628,984	8,628,984
利益剰余金		
利益準備金	284,245	284,245
その他利益剰余金		
配当準備積立金	60,000	60,000
別途積立金	1,476,959	1,476,959
繰越利益剰余金	26,561,078	21,255,054
利益剰余金合計	28,382,283	23,076,258
株主資本計	39,011,267	33,705,242
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	870,535	594,061
評価・換算差額等合計	870,535	594,061
純資産合計	39,881,802	34,299,304

負債・純資産合計

53,831,157

48,977,450

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)		(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	
営業収益				
委託者報酬	36,538,981		39,156,499	
運用受託報酬	8,362,118		6,277,217	
投資助言報酬	1,440,233		1,332,888	
その他営業収益				
情報提供コンサルタント				
業務報酬	5,000		-	
サービス支援手数料	128,324		182,502	
その他	55,820		49,507	
営業収益計	46,530,479		46,998,614	
営業費用				
支払手数料	16,961,384		18,499,433	
広告宣伝費	353,971		361,696	
公告費	1,140		125	
調査費				
調査費	1,654,233		1,752,905	
委託調査費	5,972,473		6,050,441	
営業雑経費				
通信費	40,066		46,551	
印刷費	339,048		338,465	
協会費	-		24,700	
諸会費	45,465		23,756	
情報機器関連費	2,582,734		2,872,416	
販売促進費	34,333		49,118	
その他	136,669		148,307	
営業費用合計	28,121,520		30,167,918	
一般管理費				
給料				
役員報酬	196,529		190,951	
給料・手当	6,190,716		6,308,066	
賞与	601,375		514,259	
賞与引当金繰入額	1,566,810		1,235,936	
交際費	25,709		27,802	
寄付金	-		82	
事務委託費	256,413		286,905	
旅費交通費	220,569		228,538	
租税公課	282,036		285,369	
不動産賃借料	654,286		612,410	

退職給付費用	419,884	463,553
固定資産減価償却費	329,756	378,530
諸経費	285,490	290,243
一般管理費合計	11,029,580	10,822,651
営業利益	7,379,378	6,008,044

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	51,335	-
受取利息	520	623
時効成立分配金・償還金	2,622	72
原稿・講演料	894	1,951
雑収入	10,669	36,408
営業外収益合計	66,042	39,055
営業外費用		
為替差損	5,125	15,760
雑損失	913	7,027
営業外費用合計	6,038	22,787
経常利益	7,439,383	6,024,312
特別利益		
投資有価証券償還益	61,842	289,451
投資有価証券売却益	30,980	7,247
過去勤務費用償却益	1	79,850
特別利益合計	92,822	376,549
特別損失		
固定資産除却損	2	1,462
投資有価証券償還損		13,668
投資有価証券売却損		14,605
関係会社株式評価損	3	160,455
合併関連費用	4	187,140
特別損失合計	505,996	377,331
税引前当期純利益	7,026,209	6,023,530
法人税、住民税及び事業税	2,350,891	1,750,031
法人税等調整額	280,166	90,084
法人税等合計	2,070,725	1,840,116
当期純利益	4,955,483	4,183,413

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金		
					配当準備積立金	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	23,493,074
当期変動額							
剰余金の配当							1,887,480
当期純利益							4,955,483
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)							
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	3,068,003
当期末残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	26,561,078

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	25,314,279	35,943,263	327,116	327,116	36,270,379
当期変動額					
剰余金の配当	1,887,480	1,887,480			1,887,480
当期純利益	4,955,483	4,955,483			4,955,483
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)			543,419	543,419	543,419
当期変動額合計	3,068,003	3,068,003	543,419	543,419	3,611,423
当期末残高	28,382,283	39,011,267	870,535	870,535	39,881,802

当事業年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金		
					配当準備積立金	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	26,561,078
当期変動額							
剰余金の配当							9,489,438
当期純利益							4,183,413
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)							
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	5,306,024
当期末残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	21,255,054

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	28,382,283	39,011,267	870,535	870,535	39,881,802

当期変動額					
剰余金の配当	9,489,438	9,489,438			9,489,438
当期純利益	4,183,413	4,183,413			4,183,413
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)			276,474	276,474	276,474
当期変動額合計	5,306,024	5,306,024	276,474	276,474	5,582,498
当期末残高	23,076,258	33,705,242	594,061	594,061	34,299,304

注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

器具備品 3～20年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

「税効果会計に係る会計基準」の一部改正(企業会計基準第28号平成30年2月16日)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、税効果会計関係注記を変更しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」715,988千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」1,394,447千円に含めて表示しております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第4項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(評価性引当額の合計額を除く。)に記載された内容を追加しております。ただし、当該内容のうち前事業年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第7項に定める経過的な取扱いに従って記載しておりません。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
建物	312,784千円	350,176千円
器具備品	768,929千円	922,553千円

2 当座借越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。

当事業年度末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
当座借越極度額の総額	10,000,000千円	10,000,000千円
借入金未実行残高	- 千円	- 千円
差引額	10,000,000千円	10,000,000千円

3 保証債務

当社は、子会社であるSumitomo Mitsui Asset Management(New York)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、令和5年6月までの賃借料総額の支払保証を行っております。

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
Sumitomo Mitsui Asset Management (New York)Inc.	204,923千円	174,854千円

(損益計算書関係)

1 過去勤務費用償却益

過去勤務費用償却益は、退職金規程を変更したことに伴い発生した過去勤務費用の一時処理額であります。

2 固定資産除却損

	前事業年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)	当事業年度 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)
器具備品	0千円	695千円
ソフトウェア	9,000千円	766千円
ソフトウェア仮勘定	345,695千円	- 千円

3 関係会社株式評価損

関係会社株式評価損は、関連会社の株式について減損処理を適用したことによるものであります。

4 合併関連費用

合併関連費用は、主に目論見書等の一斉改版費用及び当社と大和住銀投信投資顧問株式会社との合併に関する業務委託費用であります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)

1 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数

普通株式	17,640株	-	-	17,640株
------	---------	---	---	---------

2.剰余金の配当に関する事項

(1)配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,887,480	107,000.00	平成29年 3月31日	平成29年 6月28日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

平成30年6月26日開催の第33回定時株主総会において次の通り付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,822,400	160,000.00	平成30年 3月31日	平成30年 6月27日

当事業年度(自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)

1.発行済株式数に関する事項

当社は平成30年11月1日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640株	17,622,360株	-	17,640,000株

2.剰余金の配当に関する事項

(1)配当金支払額等

当社は平成30年11月1日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。

当該株式分割は平成30年11月1日を効力発生日としておりますので、平成31年1月31日を基準日とする一株当たり配当額につきましては、株式分割後の株式数を基準に記載しております。

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年6月26日 定時株主総会	普通株式	2,822,400	160,000.00	平成30年 3月31日	平成30年 6月27日
平成31年2月28日 臨時株主総会	普通株式	6,667,038	377.95	平成31年 1月31日	平成31年 3月22日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

令和1年6月24日開催の臨時株主総会において次の通り付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和1年6月24日 臨時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,469,600	140.00	平成31年 3月28日	令和1年 6月25日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
1年以内	208,187	597,239
1年超	42,916	6,115,662
合計	251,104	6,712,901

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っています。そのため、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。また、資金調達及びデリバティブ取引は行っていません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

投資有価証券については、主に事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、主に全額出資の子会社の株式及び50%出資した関連会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。また、長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金等であり、差入先の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

投資有価証券、子会社株式及び関連会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

長期差入保証金についても、差入先の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

市場リスクの管理

投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、企画部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、および投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格及び業界団体が公表する売買参考統計値等に基づく価額のほか、これらの価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません（（注2）参照）。

前事業年度（平成30年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	20,873,870	20,873,870	-
(2)顧客分別金信託	20,010	20,010	-
(3)未収委託者報酬	6,332,203	6,332,203	-
(4)未収運用受託報酬	1,725,215	1,725,215	-
(5)未収投資助言報酬	316,407	316,407	-
(6)投資有価証券			
その他有価証券	10,616,296	10,616,296	-
(7)長期差入保証金	658,505	658,505	-
資産計	40,542,507	40,542,507	-
(1)顧客からの預り金	84	84	-
(2)未払手数料	2,783,763	2,783,763	-
負債計	2,783,847	2,783,847	-

当事業年度（平成31年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
----	----------	----	----

(1)現金及び預金	13,755,961	13,755,961	-
(2)顧客分別金信託	20,011	20,011	-
(3)未収委託者報酬	6,963,077	6,963,077	-
(4)未収運用受託報酬	1,129,548	1,129,548	-
(5)未収投資助言報酬	285,668	285,668	-
(6)投資有価証券			
その他有価証券	10,829,330	10,829,330	-
(7)長期差入保証金	2,004,451	2,004,451	-
資産計	34,988,051	34,988,051	-
(1)顧客からの預り金	4,534	4,534	-
(2)未払手数料	3,246,133	3,246,133	-
負債計	3,250,667	3,250,667	-

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(2)顧客分別金信託、(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬及び(5)未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(6)投資有価証券

これらの時価について、投資信託等については取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び公表されている基準価格によっております。

(7)長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

負債

(1)顧客からの預り金及び(2)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
その他有価証券 非上場株式	298	298
合計	298	298
子会社株式及び関連会社株式 非上場株式	10,412,523	10,252,067
合計	10,412,523	10,252,067

その他有価証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであり、「(6)その他有価証券」には含めておりません。

子会社株式及び関連会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、時価開示の対象とはしておりません。

(注3)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(平成30年3月31日)

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	20,873,870	-	-	-
顧客分別金信託	20,010	-	-	-
未収委託者報酬	6,332,203	-	-	-
未収運用受託報酬	1,725,215	-	-	-
未収投資助言報酬	316,407	-	-	-
長期差入保証金	602,360	56,144	-	-
合計	29,870,067	56,144	-	-

当事業年度(平成31年3月31日)

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超

現金及び預金	13,755,961	-	-	-
顧客分別金信託	20,011	-	-	-
未収委託者報酬	6,963,077	-	-	-
未収運用受託報酬	1,129,548	-	-	-
未収投資助言報酬	285,668	-	-	-
長期差入保証金	54,900	1,949,551	-	-
合計	22,209,168	1,949,551	-	-

(有価証券関係)

1.子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(平成30年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 関係会社株式10,412,523千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(平成31年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 関係会社株式10,252,067千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2.その他有価証券

前事業年度(平成30年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	7,366,669	6,046,232	1,320,437
小計	7,366,669	6,046,232	1,320,437
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	3,249,626	3,315,328	65,701
小計	3,249,626	3,315,328	65,701
合計	10,616,296	9,361,560	1,254,735

(注)非上場株式等(貸借対照表計上額 298千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(平成31年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	7,545,410	6,613,088	932,322
小計	7,545,410	6,613,088	932,322
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	3,283,920	3,360,000	76,080
小計	3,283,920	3,360,000	76,080
合計	10,829,330	9,973,088	856,242

(注)非上場株式等(貸借対照表計上額 298千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3.事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)

(単位:千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
532,099	30,980	9,634

当事業年度(自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)

(単位:千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
728,127	7,247	14,605

4.減損処理を行った有価証券

前事業年度において、減損処理を行った有価証券はありません。

当事業年度において、有価証券について160,455千円(関係会社株式160,455千円)減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては子会社株式及び関連会社株式については、当該株式の発行会社の財務状況等を勘案した上で、回復可能性を検討し、回復可能性のないものについて減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)		
	前事業年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)	当事業年度 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,177,131	3,319,830
勤務費用	285,715	267,362
利息費用	2,922	-
数理計算上の差異の発生額	51,212	3,658
退職給付の支払額	94,727	85,082
過去勤務費用の発生額	-	79,850
退職給付債務の期末残高	3,319,830	3,418,601

(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)		
	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	3,319,830	3,418,601
未認識数理計算上の差異	-	-
未認識過去勤務費用	-	-
退職給付引当金	3,319,830	3,418,601

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)		
	前事業年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)	当事業年度 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)
勤務費用	285,715	267,362
利息費用	2,922	-
数理計算上の差異の費用処理額	51,212	3,658
過去勤務費用償却益	-	79,850
その他	182,458	199,849
確定給付制度に係る退職給付費用	419,884	383,703

(注) 1.退職金規程を変更したことに伴い、過去勤務費用償却益79,850千円を特別利益に計上しております。

2.その他は、その他の関係会社等からの出向者の年金掛金負担分及び退職給付引当額相当額負担分、退職定年制度適用による割増退職金並びに確定拠出年金への拠出額であります。

(4)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表わしております。)

	前事業年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)	当事業年度 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)
割引率	0.000%	0.000%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度147,195千円、当事業年度156,457千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	(単位：千円)	
	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	1,016,532	1,046,775
賞与引当金	492,056	400,242
調査費	90,509	80,983
未払金	60,851	57,192
未払事業税	102,103	54,797
ソフトウェア償却	11,289	17,501
その他	7,903	82,798
繰延税金資産小計	1,781,245	1,740,292
評価性引当額（注）	2,597	51,729
繰延税金資産合計	1,778,648	1,688,563
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	384,200	262,181
繰延税金負債合計	384,200	262,181
繰延税金資産の純額	1,394,447	1,426,381

(注) 評価性引当額が49,131千円増加しております。この増加の内容は、主として関係会社株式評価損に係る評価性引当額を追加的に認識したことに伴うものであります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
法定実効税率	30.8%	30.6%
(調整)		
評価性引当額の増減	-	0.8
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2	0.9
住民税均等割等	0.1	0.1
所得税額控除による税額控除	1.9	1.4
その他	0.1	0.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.4	30.5

(セグメント情報等)

前事業年度(自平成29年4月1日至平成30年3月31日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計

外部顧客への 営業収益	36,538,981	8,362,118	1,440,233	189,145	46,530,479
----------------	------------	-----------	-----------	---------	------------

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3.報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4.報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5.報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度(自平成30年4月1日至平成31年3月31日)

1.セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2.関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	39,156,499	6,277,217	1,332,888	232,009	46,998,614

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3.報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4.報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5.報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1)兄弟会社等

(単位:千円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の 子会社	(株)三井住友 銀行	東京都 千代田区	1,770,996,505	銀行業	% -	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	2,761,066	未払 手数料	429,436
親会社 の 子会社	SMBC日興 証券(株)	東京都 千代田区	10,000,000	証券業	% -	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	5,685,815	未払 手数料	953,752

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三井住友フィナンシャルグループ(東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

当事業年度(自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1)兄弟会社等

(単位:千円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の 子会社	(株)三井住友 銀行	東京都 千代田区	1,770,996,505	銀行業	% -	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	2,499,836	未払 手数料	399,447
親会社 の 子会社	SMBC日興 証券(株)	東京都 千代田区	10,000,000	証券業	% -	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	5,789,062	未払 手数料	1,154,875

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三井住友フィナンシャルグループ(東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)	当事業年度 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)
1株当たり純資産額	2,260.87円	1,944.40円
1株当たり当期純利益金額	280.92円	237.15円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 当社は、平成30年11月1日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)	当事業年度 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	4,955,483	4,183,413
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	4,955,483	4,183,413
期中平均株式数(株)	17,640,000	17,640,000

(重要な後発事象)

前事業年度(自平成29年4月1日至平成30年3月31日)

当社と大和住銀投信投資顧問株式会社との合併に関する主要株主間での基本合意について

平成30年5月11日付で当社及び大和住銀投信投資顧問株式会社の主要株主である株式会社三井住友フィナンシャルグループ、株式会社大和証券グループ本社、三井住友海上火災保険株式会社及び住友生命保険相互会社が、当社と大和住銀投信投資顧問株式会社との合併に関する基本合意書を締結しました。

当事業年度(自平成30年4月1日至平成31年3月31日)

取得による企業結合

当社は、平成30年9月28日開催の当社取締役会において、当社と大和住銀投信投資顧問株式会社との間で合併契約を締結することについて決議し、同日付で締結しました。本合併契約に基づき、当社と大和住銀投信投資顧問株式会社は、平成31年4月1日付で合併いたしました。

1. 企業結合の概要

(1)被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 大和住銀投信投資顧問株式会社
事業の内容 投資運用業、投資助言・代理業等

(2)企業結合を行う主な理由

資産運用ビジネスはグローバルに成長拡大しており、お客さまから求められる運用力やサービスはますます高度化しております。本件合併は、このようなお客さまからのニーズに対応するために、両運用会社の持つ強み・ノウハウを結集した、フィデューシャリー・デューティーに基づく最高品質の運用パフォーマンスとサービスを提供する資産運用会社の実現を図るものであります。

(3)企業結合日

平成31年4月1日

(4)企業結合の法的形式

当社を存続会社とし、大和住銀投信投資顧問株式会社を消滅会社とする吸収合併方式であります。

(5)結合後企業の名称

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

(6)取得企業を決定するに至った主な根拠

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)の考え方にに基づき、当社を取得企業としております。

2. 合併比率及びその算定方法並びに交付した株式数

(1)合併比率

大和住銀投信投資顧問株式会社の普通株式1株に対し、当社の普通株式4.2156株を割当て交付いたしました。

(2)合併比率の算定方法

当社はEYトランザクション・アドバイザー・サービス株式会社を、大和住銀投信投資顧問株式会社はPwCアドバイザー合同会社を、合併比率の算定に関する第三者算定機関としてそれぞれ選定し、各第三者算定機関による算定

結果を参考に、両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、合併比率について慎重に協議を重ねた結果、合併比率が妥当であると判断し、合意に至ったものであります。

(3)交付した株式数

普通株式：16,230,060株

3. 主要な取得関連費用の内容及び金額
デューデリジェンス費用13,700千円
4. 取得原価の配分に関する事項
現時点では確定していません。

(参考)大和住銀投信投資顧問株式会社の経理状況

当該(参考)において、大和住銀投信投資顧問株式会社を「委託会社」または「当社」といいます。

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号。)により作成しております。
2. 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第47期事業年度(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

令和1年6月14日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 飯田 浩 司 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 栄 裕 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社（旧会社名 大和住銀投信投資顧問株式会社）の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第47期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社（旧会社名 大和住銀投信投資顧問株式会社）の平成31年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社と三井住友アセットマネジメント株式会社は、平成31年4月1日付で合併した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) 既記データは監査の対象には含まれていません。

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

	第46期 (平成30年3月31日)	第47期 (平成31年3月31日)
資産の部		

流動資産			
現金・預金		21,360,895	20,475,527
前払費用		204,460	230,059
未収入金		12,823	4,542
未収委託者報酬		3,363,312	2,923,589
未収運用受託報酬		1,198,432	870,546
未収収益		41,310	38,738
その他		7,553	3,324
流動資産計		26,188,788	24,546,329
固定資産			
有形固定資産			
建物	1	75,557	225,975
器具備品	1	122,169	95,404
土地		710	710
リース資産	1	7,275	8,108
有形固定資産計		205,712	330,198
無形固定資産			
ソフトウェア		73,887	159,087
ソフトウェア仮勘定		-	6,115
電話加入権		12,706	12,706
無形固定資産計		86,593	177,909
投資その他の資産			
投資有価証券		10,257,600	11,025,039
関係会社株式		956,115	956,115
従業員長期貸付金		1,170	-
長期差入保証金		534,699	534,270
出資金		82,660	82,660
繰延税金資産		1,041,251	1,009,250
その他		-	8,397
貸倒引当金		20,750	20,750
投資その他の資産計		12,852,746	13,594,982
固定資産計		13,145,052	14,103,090
資産合計		39,333,840	38,649,419

(単位：千円)

	第46期 (平成30年3月31日)	第47期 (平成31年3月31日)
負債の部		
流動負債		
リース債務	3,143	3,583
未払金	29,207	1,555,486
未払手数料	1,434,393	1,222,461
未払費用	1,287,722	1,203,269
未払法人税等	1,397,293	264,304
未払消費税等	135,042	48,437
賞与引当金	1,263,100	1,007,040
役員賞与引当金	85,600	72,900
その他	23,128	29,455
流動負債計	5,658,632	5,406,939

固定負債		
リース債務	4,698	5,173
退職給付引当金	1,540,203	1,707,062
役員退職慰労引当金	88,050	-
長期未払金	-	204,333
資産除去債務	-	248,260
固定負債計	1,632,952	2,164,829
負債合計	7,291,585	7,571,769

(単位：千円)

	第46期 (平成30年3月31日)	第47期 (平成31年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	156,268	156,268
資本剰余金合計	156,268	156,268
利益剰余金		
利益準備金	343,731	343,731
その他利益剰余金		
別途積立金	1,100,000	1,100,000
繰越利益剰余金	28,387,042	27,516,774
利益剰余金合計	29,830,773	28,960,505
株主資本合計	31,987,042	31,116,774
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	55,213	39,124
評価・換算差額等合計	55,213	39,124
純資産合計	32,042,255	31,077,650
負債純資産合計	39,333,840	38,649,419

(2) 損益計算書

(単位：千円)

	第46期 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)	第47期 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)
営業収益		
運用受託報酬	5,111,757	4,252,374
委託者報酬	26,383,145	24,415,734
その他営業収益	82,997	66,957
営業収益計	31,577,899	28,735,066
営業費用		
支払手数料	11,900,832	10,708,502
広告宣伝費	93,131	196,206
公告費	-	293
調査費		
調査費	1,637,364	2,076,042
委託調査費	2,959,680	3,032,753

委託計算費	79,120	77,597
営業雑経費		
通信費	42,497	38,715
印刷費	517,371	507,540
協会費	24,374	24,325
諸会費	3,778	1,994
その他	122,930	63,596
営業費用計	17,381,079	16,727,567
一般管理費		
給料		
役員報酬	218,127	217,030
給料・手当	2,809,008	3,002,836
賞与	86,028	48,878
退職金	9,864	2,855
福利厚生費	647,269	638,399
交際費	29,121	38,883
旅費交通費	159,224	153,694
租税公課	199,255	160,817
不動産賃借料	622,807	639,392
退職給付費用	219,724	324,082
固定資産減価償却費	71,624	141,154
賞与引当金繰入額	1,263,100	1,007,040
役員退職慰労引当金繰入額	36,130	102,860
役員賞与引当金繰入額	85,500	72,900
諸経費	901,001	1,011,941
一般管理費計	7,357,787	7,562,768
営業利益	6,839,032	4,444,730
営業外収益		
受取配当金	23,350	35,946
受取利息	199	178
投資有価証券売却益	6,350	45,345
その他	2,831	10,431
営業外収益計	32,732	91,902
営業外費用		
投資有価証券売却損	5,000	4,735
解約違約金	-	982
為替差損	1,784	828
その他	0	410
営業外費用計	6,784	6,956
経常利益	6,864,980	4,529,676
特別損失		
合併関連費用	2	179,376
固定資産除却損	-	4,121
特別損失計	-	183,498
税引前当期純利益	6,864,980	4,346,177
法人税、住民税及び事業税	2,242,775	1,339,010
法人税等調整額	78,014	73,635
法人税等合計	2,164,761	1,412,646
当期純利益	4,700,218	2,933,531

(3) 株主資本等変動計算書

第46期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計		利益準備金	その他利益剰余金	
						別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	26,100,773	
当期変動額							
剰余金の配当						2,413,950	
当期純利益						4,700,218	
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)							
当期変動額合計	-	-	-	-	-	2,286,268	
当期末残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	28,387,042	

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	27,544,504	29,700,773	37,917	37,917	29,738,691
当期変動額					
剰余金の配当	2,413,950	2,413,950			2,413,950
当期純利益	4,700,218	4,700,218			4,700,218
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)			17,295	17,295	17,295
当期変動額合計	2,286,268	2,286,268	17,295	17,295	2,303,564
当期末残高	29,830,773	31,987,042	55,213	55,213	32,042,255

第47期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計		利益準備金	その他利益剰余金	
						別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	28,387,042	
当期変動額							
剰余金の配当						3,803,800	
当期純利益						2,933,531	
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)							
当期変動額合計	-	-	-	-	-	870,268	
当期末残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	27,516,774	

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	29,830,773	31,987,042	55,213	55,213	32,042,255
当期変動額					
剰余金の配当	3,803,800	3,803,800			3,803,800
当期純利益	2,933,531	2,933,531			2,933,531
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			94,337	94,337	94,337
当期変動額合計	870,268	870,268	94,337	94,337	964,605
当期末残高	28,960,505	31,116,774	39,124	39,124	31,077,650

注記事項

（重要な会計方針）

- 1.有価証券の評価基準及び評価方法
- (1) 子会社株式及び関連会社株式
総平均法による原価法を採用しております。
- (2) その他有価証券
- 時価のあるもの
決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は総平均法により算出し、評価差額は全部純資産直入法により処理しております。）を採用しております。
- 時価のないもの
総平均法による原価法を採用しております。
- 2.固定資産の減価償却の方法
- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- 建物 2～30年
器具備品 4～15年
- （会計上の見積りの変更）
当事業年度において、当社と三井住友アセットマネジメント株式会社（以下「SMAM」）との間で合併契約を締結したことに伴い、将来利用不能となる固定資産について耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。
これにより、従来の方法に比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ15,534千円減少しております。
- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- 3.引当金の計上基準
- (1) 貸倒引当金
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金
従業員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金 役員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、社内規定に基づく当事業年度末の要支給額を計上しております。 これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績に応じて、各事業年度ごとに各人別に勤務費用が確定するためです。
(5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金規程に基づき事業年度末における要支給額を計上しております。
4.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」504,497千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」1,041,251千円に含めて表示しております。

(追加情報)

当社は、平成31年3月22日開催の臨時株主総会において、退任となる取締役及び監査役に対して、在任中の労に報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲内で役員退職慰労金を支給することを決議しました。

これに伴い、当事業年度において役員退職慰労引当金184,610千円を長期未払金に振り替えております。

(貸借対照表関係)

第46期 (平成30年3月31日)	第47期 (平成31年3月31日)
1.有形固定資産の減価償却累計額	1.有形固定資産の減価償却累計額
建物 465,964千円	建物 556,889千円
器具備品 266,621千円	器具備品 297,262千円
リース資産 8,719千円	リース資産 12,584千円

(損益計算書関係)

第46期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	第47期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
-	2. 合併関連費用は、主に目論見書等の一斉改版費用及び当社とS M A Mとの合併に関する業務委託費用であります。

(株主資本等変動計算書関係)

第46期(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

株式の種類	1.発行済株式に関する事項 (単位:千株)			
	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	3,850	-	-	3,850
合計	3,850	-	-	3,850

2.配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月23日 定時株主総会	普通株式	2,413,950	627	平成29年3月31日	平成29年6月24日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成30年6月22日 定時株主総会	普通 株式	2,348,500	利益 剰余金	610	平成30年3月31日	平成30年6月23日

第47期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

1.発行済株式に関する事項

(単位：千株)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	3,850	-	-	3,850
合計	3,850	-	-	3,850

2.配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年6月22日 定時株主総会	普通株式	2,348,500	610	平成30年3月31日	平成30年6月23日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成31年3月22日 臨時株主総会	普通 株式	1,455,300	利益 剰余金	378	平成31年3月31日	令和1年6月25日

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用事業を行っております。余裕資金は安全で流動性の高い金融資産で運用し、銀行からの借入や社債の発行はありません。

安全性の高い金融商品での短期的な運用の他に、自社ファンドの設定に自己資本を投入しております。その自己設定投信は、事業推進目的で保有しており、設定、解約又は償還に関しては、社内規定に従っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

主たる営業債権は、投資運用業等より発生する未収委託者報酬、未収運用受託報酬であります。

これらの債権は、全て1年以内の債権であり、そのほとんどが信託財産の中から支払われるため、回収不能となるリスクは極めて軽微であります。

未収入金は、当社より他社へ出向している従業員給与等であり、1年以内の債権であります。

投資有価証券は、その大半が事業推進目的で設定した投資信託であり、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。

長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金であり、差入先の信用リスクに晒されております。

未払手数料は、投資信託の販売に係る支払手数料であります。また、未払費用は、投資信託の運用に係る再委託手数料、及び業務委託関連費用であります。

これらの債務は、全て1年以内の債務であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、社内規定に従って取引先を選定し、担当部門で取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、投資有価証券の一部を除いて、資金決済のほとんどを自国通貨で行っているため、為替の変動リスクは極めて限定的であります。

投資有価証券のうち自己設定投信については、その残高及び損益状況等を定期的に経営会議に報告しております。

なお、デリバティブ取引については行っておりません。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、社内規定に従って手元流動性を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません(注2)を参照ください)。

第46期(平成30年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	21,360,895	21,360,895	-
(2) 未収委託者報酬	3,363,312	3,363,312	-
(3) 未収運用受託報酬	1,198,432	1,198,432	-
(4) 未収入金	12,823	12,823	-
(5) 投資有価証券 その他有価証券	10,206,465	10,206,465	-
資産計	36,141,929	36,141,929	-
(1) 未払手数料	1,434,393	1,434,393	-
(2) 未払費用(*)	959,074	959,074	-
負債計	2,393,468	2,393,468	-

(*) 金融商品に該当するものを表示しております。

第47期(平成31年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	20,475,527	20,475,527	-
(2) 未収委託者報酬	2,923,589	2,923,589	-
(3) 未収運用受託報酬	870,546	870,546	-
(4) 未収入金	4,542	4,542	-
(5) 投資有価証券 その他有価証券	10,979,968	10,979,968	-
(6) 長期差入保証金	524,592	524,592	-
資産計	35,778,767	35,778,767	-
(1) 未払手数料	1,222,461	1,222,461	-
(2) 未払費用(*)	807,875	807,875	-
負債計	2,030,337	2,030,337	-

(*) 金融商品に該当するものを表示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

- (1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬及び(4) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 投資有価証券

投資信託であり、公表されている基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

- (6) 長期差入保証金

敷金の性質及び賃貸借契約の期間から、時価は当該帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額によっております。

負債

- (1) 未払手数料、及び(2) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	第46期(平成30年3月31日)	第47期(平成31年3月31日)
(1) その他有価証券 非上場株式	51,135	45,071
(2) 子会社株式 非上場株式	956,115	956,115
(3) 長期差入保証金	534,699	9,677

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象としておりません。このため、(1) その他有価証券の非上場株式については2.(5) 投資有価証券には含めておりません。

(注3)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日以後の償還予定額

第46期(平成30年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	21,360,895	-	-	-
未収委託者報酬	3,363,312	-	-	-
未収運用受託報酬	1,198,432	-	-	-
未収入金	12,823	-	-	-
投資有価証券 その他有価証券の うち満期があるもの	1,923,400	373,466	657,576	-
合計	27,858,863	373,466	657,576	-

第47期(平成31年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	20,475,527	-	-	-
未収委託者報酬	2,923,589	-	-	-
未収運用受託報酬	870,546	-	-	-
未収入金	4,542	-	-	-

投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの	151,249	2,135,802	761,441	-
長期差入保証金	-	524,592	-	-
合計	24,425,455	2,660,395	761,441	-

(有価証券関係)

1.子会社株式

第46期(平成30年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額、関係会社株式 956,115千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

第47期(平成31年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額、関係会社株式 956,115千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2.その他有価証券

第46期(平成30年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
その他			
証券投資信託の受益証券	2,522,495	2,276,821	245,674
小計	2,522,495	2,276,821	245,674
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他			
証券投資信託の受益証券	7,683,969	7,850,063	166,093
小計	7,683,969	7,850,063	166,093
合計	10,206,465	10,126,884	79,580

(注)非上場株式(貸借対照表計上額 51,135千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

第47期(平成31年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
その他			
証券投資信託の受益証券	2,207,351	1,967,041	240,309
小計	2,207,351	1,967,041	240,309
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他			
証券投資信託の受益証券	8,772,616	9,069,317	296,700
小計	8,772,616	9,069,317	296,700
合計	10,979,968	11,036,359	56,391

(注)非上場株式(貸借対照表計上額 45,071千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3.当事業年度中に売却したその他有価証券

第46期（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	398,350	6,350	5,000

第47期（自平成30年4月1日 至平成31年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	1,433,609	45,345	4,735

（退職給付関係）

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金規程に基づく退職一時金制度のほか、確定拠出年金制度を採用しております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2.簡便法を適用した確定給付制度

（1）簡便法を採用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

	第46期 （自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）	第47期 （自平成30年4月1日 至平成31年3月31日）
退職給付引当金の期首残高	1,482,500	1,540,203
退職給付費用	147,235	248,717
退職給付の支払額	105,520	61,499
その他	15,987	20,359
退職給付引当金の期末残高	1,540,203	1,707,062

（注）前事業年度のその他は、転籍者の退職給付引当金受入れ額であります。

当事業年度のその他は、主に長期未払金への振り替えであります。

（2）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（単位：千円）

	第46期 （平成30年3月31日）	第47期 （平成31年3月31日）
積立型制度の退職給付債務	-	-
年金資産	-	-
非積立型制度の退職給付債務	1,540,203	1,707,062
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,540,203	1,707,062
退職給付引当金	1,540,203	1,707,062
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,540,203	1,707,062

（3）退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 第46期 147,235千円 第47期 248,717千円

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、第46期は72,489千円、第47期は75,365千円であります。

（税効果会計関係）

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

	第46期 （平成30年3月31日）	第47期 （平成31年3月31日）
繰延税金資産		
未払事業税	71,030	23,058
賞与引当金	386,761	308,355
社会保険料	30,549	27,751
未払事業所税	4,247	4,370
退職給付引当金	471,610	522,702
資産除去債務	-	77,318
投資有価証券	67,546	65,422
ゴルフ会員権	11,000	11,000
役員退職慰労引当金	26,961	-
その他有価証券評価差額金	-	17,266
その他	74,458	83,141
繰延税金資産小計	1,144,165	1,140,388
評価性引当額	78,546	76,422
繰延税金資産合計	1,065,618	1,063,965
繰延税金負債		
建物	-	54,715
その他有価証券評価差額金	24,367	-
繰延税金負債合計	24,367	54,715
繰延税金資産の純額	1,041,251	1,009,250

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	第46期 （平成30年3月31日）	第47期 （平成31年3月31日）
法定実効税率	-	30.62%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	-	0.80%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	-	0.09%
特定外国子会社等課税対象金額	-	1.99%
税額控除	-	0.64%
その他	-	0.36%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	32.50%

（注）前事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

（1）当該資産除去債務の概要

主として本社の不動産賃貸契約に伴う原状回復義務等であります。

（2）当該資産除去債務の金額の算定方法

当該契約に基づく退去予定期限までの期間を使用見込期間と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

なお、割引計算による金額の重要性が乏しいことから、割引前の見積り額を計上しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度において、主として本社の不動産賃貸契約に伴う原状回復義務等について合理的な見積りが可能となったことから、「(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法」に記載の算定方法に則り、資産除去債務の金額を計算しております。資産除去債務の残高の推移は次のとおりであります。

(単位：千円)

	第46期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	第47期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
期首残高	-	-
見積りの変更による増加額	-	248,260
期末残高	-	248,260

(セグメント情報等)

セグメント情報

1. 報告セグメントの概要

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第46期(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託委託業	投資一任業務	その他	合計
外部顧客からの営業収益	26,383,145	5,111,757	82,997	31,577,899

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益10%以上を占める相手先がないため、記載は省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

第47期(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託委託業	投資一任業務	その他	合計

外部顧客からの営業収益	24,415,734	4,252,374	66,957	28,735,066
-------------	------------	-----------	--------	------------

2.地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益10%以上を占める相手先がないため、記載は省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者との取引)

第46期(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)

兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金(億円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社の子会社	大和証券株式会社	東京都千代田区	1,000	証券業	-	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 1	3,987,525	未払手数料	573,578
その他の関係会社の子会社	株式会社三井住友銀行	東京都千代田区	17,709	銀行業	-	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 1	1,969,101	未払手数料	273,241

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性格等を勘案し総合的に決定しております。
- 2 上記金額の内、取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税が含まれています。

第47期(自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)

兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金(億円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社の子会社	大和証券株式会社	東京都千代田区	1,000	証券業	-	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 1	4,328,153	未払手数料	540,879

その他の関係会社の子会社	株式会社 三井住友銀行	東京都千代田区	17,709	銀行業	-	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 1	1,465,685	未払手数料	228,197
--------------	----------------	---------	--------	-----	---	-------------------	---------------------	-----------	-------	---------

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性格等を勘案し総合的に決定しております。
- 2 上記金額の内、取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税が含まれています。

(1株当たり情報)

	第46期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	第47期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
1株当たり純資産額	8,322円66銭	8,072円12銭
1株当たり当期純利益金額	1,220円84銭	761円96銭

(注)潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たりの当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第46期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	第47期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
当期純利益(千円)	4,700,218	2,933,531
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	4,700,218	2,933,531
普通株式の期中平均株式数(千株)	3,850	3,850

(重要な後発事象)

当社は、平成30年9月28日付で締結した、S M A Mとの合併契約書に基づき、当社を消滅会社とし、S M A Mを存続会社とする吸収合併方式により、平成31年4月1日付で合併いたしました。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- イ 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ロ 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ハ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の

当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

二 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

ホ 上記八、二に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

イ 定款の変更、その他の重要事項

(イ) 定款の変更

- a. 2018年11月1日付で、発行可能株式総数を変更する定款の変更を行いました。
- b. 2019年4月1日付で、取締役の員数の上限を変更する等の定款の変更を行いました。

(ロ) その他の重要事項

三井住友アセットマネジメント株式会社は、2019年4月1日に大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、商号を三井住友DSアセットマネジメント株式会社に変更しました。

ロ 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実
該当ありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

名称	資本金の額(百万円) 2019年3月末現在	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

<参考：再信託受託会社(日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)の概要>

- ・資本金：51,000百万円(2019年3月末現在)
- ・事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- ・再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から再信託受託会社(日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2)販売会社

名称	資本金の額（百万円） 2019年3月末現在	事業の内容
株式会社大垣共立銀行	46,773	銀行法に基づき、監督官庁の免許を受け銀行業を営んでいます。
株式会社三重銀行	15,295	

2【関係業務の概要】

(1)受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産に属する有価証券の保管・管理・計算等およびその信託事務処理の一部の委託等を行います。

(2)販売会社

日本におけるファンドの募集・販売業務、解約金・償還金、収益分配金の支払い等に関する事務等を行います。

3【資本関係】

（持株比率5%以上を記載しています。）

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において、本ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は、以下のとおり関東財務局長宛に提出しております。

書類名	提出年月日
有価証券報告書	2019年2月27日

独立監査人の監査報告書

令和1年6月14日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小澤陽一 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菅野雅子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社（旧会社名 三井住友アセットマネジメント株式会社）の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第34期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社（旧会社名 三井住友アセットマネジメント株式会社）の平成31年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社と大和住銀投信投資顧問株式会社は、平成31年4月1日付で合併した。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和1年7月5日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石井 勝也 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 栄裕 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている米国短期社債戦略ファンド2017-03(為替ヘッジあり)の平成30年11月28日から令和1年5月27日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、米国短期社債戦略ファンド2017-03(為替ヘッジあり)の令和1年5月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。